

加藤俊彦
大内 力 編著

東京大学社会科学研究所
研究叢書 第二一冊

国立銀行の研究



勁草書房

は し が き

われわれは宇野弘蔵先生を中心として、昭和二八年以来明治史の研究会を定期的に開いてきた。この研究会ははじめは明治初年のもっとも重要な経済史上の問題として地租改正をとりあげたが、三、四年にわたる研究会の成果はいちおう宇野弘蔵編『地租改正の研究』上・下（昭・三三・三三、東大出版会）としてとりまとめられた。

その後三三年三月には宇野先生は定年で退官され、また研究会のメンバーにもかなり変動がおこったが、研究会そのものは、時代を明治一〇―二〇年代に移すことによって研究をつづけていった。ただ、右のように時代を移すと、地租改正のばあいのように焦点を一つの問題にしぼることが困難になってくるので、われわれはとりあえず研究会を二つの班にわけ、一方で官業払下げをとりあげ、他方で国立銀行をとりあげるといふ方法をとった。しかし研究会の運営としては、二つの班が隔週に報告をおこなう形にして、お互いの連絡調整に努めた。この研究会では、主としてこれまでの研究成果の検討がおこなわれたが、その後昭和三五、三六年の両年度にわたって、文部省の科学研究費（総合研究）が交付されたので、いづれの班もが幾つかの地方に出むき、実態調査をおこなったり、未発表の資料の発掘に努めたりもした。ここにいちおう取りまとめたのは、右のうち国立銀行班の研究の成果である。

国立銀行史の研究は近年とみに盛んになり、多くの地方銀行史にその前史として国立銀行史がとりあげられているばかりでなく、著書や研究論文もそうとう数発表されるようになってきている。しかし百数十にのぼった国立銀行の

總括的な展望をおこない、それを明治史のなかに正しく位置づけるといふ仕事をおこなうほどには、なお個別銀行の研究がすすんでいないというべきであろう。多くの国立銀行の資料がなお発掘されないで埋れているし、いわんや研究のメスがあてられないままになっている。

本書はわれわれが実態調査をなした数個の国立銀行の分析にすぎない。われわれはできるだけ、当時の国立銀行のもつさまざまな性格をそれぞれ代表しようと考えられる国立銀行を選びだし、それにつき調査をすすめるよう努力をした。また本書のとりまとめにさいしても、できるだけ国立銀行の諸類型を明らかにすることに焦点をおいた。しかし実際には、限られた人員と費用とでは、とうていじゅうぶんな調査をしたうえで、典型的な銀行をぬきだすというような操作はできなかったのだ。多分に調査可能な銀行だけがこゝでとりあげられるという結果に終っている。しかしこのなかには、これまでまったく学界に紹介されていなかった銀行をとりあげた例もあるし、すでに紹介されているものについても、新しい観点から分析をしておいた例もあるので、これまでの国立銀行の研究に、何ほどかのプラスを与えることはできるのではないかと自負している。しかしもちろん本書はこれで完成されたものではない。われわれもさらに多くの事例を集めようと計画しているし、学界でも今後さらに多くの研究が積み重ねられてゆくであらう。本書はそこへゆくまでの一里塚である。

本書の内容をなす報告は、すでに二年ほどまえに完成していたが、出版事情がゆるさなかったために公刊が大変遅延した。このように採算のとれない出版を快く引受けてくれた勁草書房には、とくに感謝しなければならない。また実態調査にあたっては、地方銀行協会をはじめ各関係銀行の方々に多くの御協力をいただいた。ここに厚く御礼を申しあげる次第である。

なお、この研究の母胎となった研究会の国立銀行班に参加したのは、われわれ二名のほかつぎの諸君である。

戸原四郎(社会科学研究所助教授)

志村嘉一(専修大学講師)

林健久(社会科学研究所助手)

暉峻衆三(東京教育大学助教授)

石崎昭彦(神奈川大学助教授)

昭和三八年三月

加藤 俊彦
大内 力

目次

はしがき

序章 本書の課題	1
----------	---

第一章 第一国立銀行	21
------------	----

加藤俊彦

一 まえがき	21
--------	----

二 設立当初より国立銀行条例改正まで	22
--------------------	----

三 国立銀行条例改正以降、明治一〇年代の第一国立銀行	46
----------------------------	----

四 むすび	85
-------	----

第二章 第四国立銀行	89
------------	----

暉峻衆三

一 まえがき	89
--------	----

二 設立から明治二〇年まで	97
---------------	----

三 預金の構造	114
---------	-----

四 資金運用の構造	125
-----------	-----

五	むすび	133
---	-----	-----

第三章	第十五国立銀行	戸原四郎	143
-----	---------	------	-----

一	創立	143
二	業務	156

第四章	第三十七国立銀行	大内力	175
-----	----------	-----	-----

一	まえがき	175
---	------	-----

二	銀行の設立	178
---	-------	-----

三	業務の分析(一)	188
---	----------	-----

四	業務の分析(二)	200
---	----------	-----

五	損益勘定の分析	209
---	---------	-----

六	むすび	214
---	-----	-----

第五章	第七十七国立銀行	志村嘉一	217
-----	----------	------	-----

一	まえがき	217
---	------	-----

二	創立への動き	219
---	--------	-----

三 營業	225
四 損益勘定	255
五 むすび	258

第六章 第百十七国立銀行	261
--------------	-----

林 健 久

一 まえがき	261
二 創 立	262
三 株主・持株構成	270
四 資 金	276
五 運 用	290
六 収 益	318
七 むすび	325

第七章 アメリカにおける国法銀行制度の成立	331
-----------------------	-----

石 崎 昭 彦

一 州法銀行制度の展開	331
二 国法銀行制度の成立	344

序章 本書の課題

(1)

日本における銀行ならびに貨幣・信用について歴史的研究がさかんになってきたのは、比較的近年のことである。とくにこれらの課題についての科学的労作がぞくぞくと発表されるようになったのは、ここ数年來のことといっている。もちろん戦前においてもこの種の研究がまったくなかったわけではない。しかしそれらの研究は、ごくかぎられた範囲内で少数の経済史家によっておこなわれていたものであったし、むしろ銀行家等の実務家が傍らおこなった研究のほうが多かった。⁽¹⁾ところが最近になると、たんに経済史家にとどまらず、金融学者のなかにもこの種の研究に関心をもつ人々が多くなり、幾多の業績がつぎつぎと発表されるようになってきた。とくに明治前期における貨幣・銀行にかんする最近の研究の進展にはめざましいものがある。いまここでこれらの研究を学説史的にくわしく検討することはできないが、これらの研究、とくに明治前期の金融史の研究の動向にかんして、二、三のいちじるしい特徴をひろってみるならば、つぎのよういことがでるであらう。

(1) 経済史家のこの種の研究としては明治前期にかぎってみるならば、三井文庫にあって厳密な実証的研究をつみあげた沢田章や遠藤佐々喜の諸業績、幕末・維新期の大阪地方の研究をおこなった菅野和太郎や松好貞夫の業績などをあげることができる。詳細については『明治維新史研究講座』第三卷第三章「開港と幕末の経済的危機」第二部「物価騰貴と幣制混乱」(伊俣田敏充)および同上、第四卷第三章「中央集権国家の経済的基盤」第二部「貨幣・金融制度の確立」(杉山和雄)をみよ。なお、銀行家の業績としては、地方銀行家滝沢直七の『稿本日本金融史論』や第一銀行頭取となった明石照男の『明治銀行史』などがある。

(2) 詳細については前掲、杉山をみよ。

第一に、最近のこの種の研究では研究者の視野が拡大してきたことが特徴的である。すなわち、旧来の研究は比較的視野が局限されており、貨幣・銀行にかんする諸現象のみをとりだしてこれを考察することに主力がおかれていて、これを日本資本主義の特殊性との関連において分析しようとする態度はほとんどみられなかった。これに反し、最近の研究では金融の制度的な面をとりあげるにしても、あるいは、その実態的な面を問題にするにしても、たんにこれらの事象を他からきりはなしてとりあげるのではなく、より広い視野に立って、たとえば日本資本主義の成立事情、地租改正を起点とする土地制度の変革、産業の発展の状況等々との関連において、これを分析するという視角がとられるようになってきている。しかも、こうした分析方法はたんに専門的研究者の研究業績にあらわれているばかりでなく、多かれ少なかれ、最近つぎつぎ公刊されるにいたった各種の個別銀行史の叙述のなかにもみうけられる。旧来公刊された個別銀行史の多くがたんなる營業報告書のレジュメにすぎなかったのにたいして、最近におけるそれは、そのほとんどが日本の經濟の状況やあるいは産業の狀態やに多かれ少なかれ關説しつつ銀行の歴史を叙述する態度をとっている。この点は、たしかにじゅうらいの研究からいえば、一步前進をしめたものといえよう。

つぎに、戦後の明治期の金融史研究の動向をふりかえてみると、ごく大ざっぱにいえば、その研究主題には一定の順序があり、発展ともいうべきものがあつたといえよう。すなわち、そこで最初にとりあげられた主題は明治政府の貨幣・銀行にかんする政策であつた。あるいは明治政府がつくつた貨幣・銀行制度であつた。このような課題がまずとりあげられたのは、それ相応の理由があつた。というのは、第一に後進国である日本の貨幣・銀行制度は、明治政府が先進資本主義諸国のそれを輸入・移植することによって、まずその形態をととのえたのであり、それを起点としてつぎにその実質的な發展がおこなわれた。このような關係が存在している以上、研究がまず明治政府の官僚た

ちが立案した貨幣・銀行政策の具体的内容や、かれらの主観的意図や、あるいはそれらの政策の実施されていく過程などの考察・分析からはじめられたのは、とうぜんのことであつたのである。

だが、第二にこの種の課題がはじめにとりあげられたのには、そういう研究のための資料が比較的みやすかつたという理由もある。周知のようにこの種の研究のための資料としては、まず大蔵省編纂の『明治財政史』全一五巻、があり、とくにそのうち第一巻「通貨」(一)、第二巻「通貨」(二)、銀行(一)、第三巻銀行(二)、第一四巻銀行(三)の四冊には明治前期の政府の貨幣・銀行政策についての詳細な記述がある。さらに大蔵省の編纂したものには『貨政考要』、『紙幣整理始末』、また、ややくだつては『貨幣制度調査会報告』や『明治三十年幣制改革始末概要』などがあるが、これらはいずれも大内兵衛・土屋喬雄校『明治前期財政経済史料集成』におさめられている。また最近刊行をおわたつた『日本金融史資料(明治大正編)』全二五巻(土屋喬雄監修、日銀調査局編集)にもこの種の資料が多数おさめられている。このようにこの種の資料は多数整備されており、しかもこれを見るのにはそれほど困難をとまなわない。この点がこの種の研究をまず盛んならしめた第二の理由なのである。ただ、ここで留意しておかなければならないことは、右にあげた資料はいわゆる官庁資料であり、しかもそれは松方正義を中心とする資料である。たとえば『明治財政史』は一名「松方伯財政事歴」といわれ、『紙幣整理始末』、『明治三十年幣制改革始末概要』はいずれも当時大蔵大臣であつた松方正義が時の首相にたいして提出した報告書である。したがってこれらの資料に依存するかぎり、松方正義の姿が異常なまでにクローズ・アップされてこざるをえないことになる。いうまでもなく、かれは明治前期、とりわけ一八八〇年代以降の明治政府の財政金融政策の最高の責任者であつたから、当時の財政金融政策を研究対象とするかぎり、かれの姿がクローズ・アップされることになるのは自然の勢いである。しかしそれだけですまされない面があることにまたじゅうぶん注意しておかなければならない。たとえば七〇年代に登場する大隈重信のごときは、松方が八一

年に内務卿に就任するまでは、事実上、明治政府の財政金融政策を左右する地位にあった。ところが『明治財政史』以下の官庁資料は、こと大隈にかんするかぎり、その記述は比較的すくなく、また正鵠を射ているとはいいたい点もなくはない。

もつとも、大隈にかんする資料は早稲田大学において戦時中からぜんじ整備され、『大隈文書』として利用可能となってきた。またまえにふれた『日本金融史資料』は、いわゆる官庁資料以外のいくつかの貴重な資料をもふくんで公刊されたのであった。そしてこのように資料が整備されるにおよんで、明治政府の貨幣・銀行政策についての研究も一段とその水準をたかめるようになった。すなわち、戦後のこの方面の研究は、戦前に比してより実証的に、より精緻になっているが、それらの研究は、かつてのそれが『明治財政史』等の官庁資料に主として依存していたのにたいして、『大隈文書』やその他の未利用の資料を駆使することによって、じゅうらいの研究の誤りを正し、また不明のままにのこされていた点を明らかにする点で、そうとうの成功をおさめている。こういう研究の代表的なものとして、たとえば、岡田俊平『幕末維新の貨幣政策』（一九五五年）、『明治前期の正貨政策』（一九五八年）、『日本資本主義創成期における金融政策』（一九六〇年）、その他をあげることができであろう。⁽³⁾

(3) そのほかこの種の研究としては、高垣寅次郎博士の業績をはじめとしていくつかの論文が『成城大学紀要』や『大隈研究』に発表されている。その詳細については、前掲、杉山をみよ。

ところでこのような制度や政策の研究がすすんでくると、とうぜんつぎには貨幣流通や、銀行の営業状況やの実態についても関心がもたれるようになり、実態面についての研究が推進されるようになってきた。もつとも、そうはいっても、この兩種の研究は、かならずしも切りはなされておこなわれてきたわけではない。事実、右にふれた諸研究にしても、政府の政策や制度的側面のみをとりあげているわけではなく、その政策に対応した実態面の研究も多かれ

少なかれふくまれていたのである。のみならず、これらの研究は、この面でも新資料の利用によってじゅうらいの研究水準をたかめたといっている。しかし実態面の研究——とくに銀行の営業状況の実態を分析しようとするになると、上述したような諸資料ではどうしても不十分であり、その研究成果には一定の限界が生じざるをえない。もちろん『明治財政史』以下の官庁資料や『大隈文書』などが、当時の銀行の実態分析にまったく役立たないわけではない。たとえば『明治財政史』についていうならば、そこにはたしかに銀行の実態についても叙述がおこなわれているし、また全国的な銀行にかんする諸統計もいちおうのせられている。しかしその叙述は、第一国立銀行や三井銀行等の大銀行にかんするものが多いし、しかもそれは政府の銀行政策と関連するかぎりで述べられているきらいがある。したがって全国で一五三にもおよんだ国立銀行や七〇年代後半からぞくぞくと設立された私立銀行やの具体的様相を知ろうとすると、隔靴搔痒の感をまぬかれえない。とりわけ明治政府の国立銀行政策が、各地方でどのようにけとめられ、どのような経過をたどって国立銀行の設立がすすめられたか、あるいは設立された国立銀行の営業状況は具体的にどのような様相を呈していたか、それらの地方的な差異如何、といったような問題になると、上述の諸資料——とくに官庁資料は、ほとんど何も語らないといっている。そこでは、どうしても新たな、個別銀行にかんする資料の発掘が必要となってくるのである。そして、このような関係が厳存する以上、実態面の研究が、明治政府の政策や制度にかんする研究に比して、事実上立ちおくれざるをえなかったのも、とうぜんの帰結であった。

しかし、このような資料上の制約も、最近にいたっているいろいろな形で打開されつつある。すなわち、第一にあげなければならぬことは、ここ数年来、個別銀行史の刊行が盛んになってきたことである。もちろん個別銀行史の刊行はかならずしも戦後にはじまったことではない。しかし量的にいても浩瀚な、また質的にいっても優秀な銀行史がつぎつぎに刊行されるようになったのは、なんといっても戦後のことである。これらの個別銀行史の詳細については、

ここではたちいることができない⁽⁴⁾。ただ、これらにもむろん玉石混淆のきらいはあるが、がいしていえば、それが銀行の実態——とくにその営業状況の分析をするにさいして重要な資料として役立つものであることは指摘しておかなければならない。とくにこれらの個別銀行史は、多くのばあい、当該銀行の草創期の状況については、とくに詳しく叙述しているのが普通であるから、明治前期の銀行の実態を研究するうえに多大の便宜が与えられたのであった。

(4) 個別銀行史の目録のうちもつとも包括的でしかも新しいものは金融経済研究所・法政大学大原社会問題研究所共同編集『本邦会社史目録』(一九六二年三月、金融経済研究所刊行)であろう。なおこれらの個別銀行史の内容紹介については、『金融経済』第六号所載「銀行史および金融機関史目録」、麻島昭一「戦後刊行の銀行史について」付、現存銀行を中心とした銀行史目録(『史学雑誌』第六六編第一号)および加藤俊彦「銀行史紹介」(『社会科学研究』第五巻第四号)などをみよ。

このほか、さきにふれた『日本金融史資料』(明治大正編)の刊行もこの方面の研究に重要な資料を提供した。一例をあげればその第三巻は第一、第四、第五、第十五の四国立銀行および横浜正金銀行、三井銀行、安田銀行の初期の半季実務考課状、あるいは計算書を取録している。また、第六巻には『銀行雑誌』が収録されているが、そのうちには地方の銀行の実態をしめす資料となるものがふくまれている⁽⁵⁾。

(5) たとえばこの雑誌には『銀行検査官報告書撮要』のいくつかが掲載されている。

さらに戦後地方史の研究がさかんになり、多くの地方史資料の探索、整理がおこなわれるようになったことが、銀行史の研究にも幸いした。すなわちその一環として、これまで埋もれていた地方銀行の考課状その他の営業書類が探索され、さまざまな形で学界に紹介されるようになったからである。もちろんこのような未知の資料の発掘は、明治期の銀行史の分野でいえば、なお比較的僅かであり、かならずしも組織的にすすめられているとはいえない状態にある。しかし現在までもすでに、あとでふれるようないくつかの成果が生まれてきているし、おそらく今後、そうい

う資料の発掘と紹介とは、いっそう広汎におこなわれるようになるであろう。

ともかく、このようにして資料上の制約がかなり緩和されてきたことによって、また一般に、地方史の研究水準がここ数年来いちじるしく高まってきたこともひとつの刺激となつて、最近では実態面の分析もそうとうの進展をみせるようになった。たとえば、最近刊行された朝倉孝吉『明治前期日本金融構造史』のごときがそれである。本書については別の機会に論評したから、ここではその内容にたしめる必要はないが、多数の個別銀行史を利用することによって明治前期の国立銀行・私立銀行、さらにすすんでは銀行類似会社等のいわゆる下級金融機関の実態を究明した異色の作品といつていい。

(6) 加藤俊彦『朝倉孝吉『明治前期日本金融構造史』(書評)』、『金融経済』、七三三号

また、直接に未発表の半季実際考課状や損益計算書や創立証書などを掘りおこし、それを分析紹介した研究としては、たとえば、伊丹正博「第十八国立銀行の歴史的一考察」(『経済論究』、第五号)、同「第五国立銀行の史的考察」(『経済学研究』、第二五卷第二号)、同「明治中期における第五国立銀行の性格」(『鹿児島経大論集』第一卷第三号)、原司郎「第二国立銀行覚書」(『金融経済』、五〇号)、同「明治中期における横浜第二国立銀行の性格」(『金融経済』、六五号)、岡田和喜「初期地方銀行の性格と変貌——静岡銀行の分析を中心として——」(『金融経済』、七〇—七一号)等をあげることができる。

これらはいずれも地方の特定の銀行にかんする個別的研究であり、総括的に明治前期の銀行の実態を究明しその性格を論じたものではないが、それだけに対象とされた特定銀行についてはキメのこまかい考察がおこなわれている。しかも、たんなる資料の分析解明にはとどまらず、その背後に、日本資本主義の成立・発展と銀行との関連といった問題意識をもちつつそれを個別銀行について解明しようとした点に、最近の研究視角がとりいれられているといえよう。

以上、最近における明治前期金融史研究の動向の特徴をさぐってみたのであるが、ごく大ざっぱに言えば、それは中央の官庁資料やその他新たに整理された諸資料を基礎とする明治政府の貨幣・銀行政策や諸制度にかんする実証的な研究から、しだいにその実態面を対象にする研究に移りつつあるといえよう。そしてこのような実態分析を、当時の日本経済なり地方経済なりの背景のなかでおこなうことによって、日本資本主義史に光をあてようというのが、その狙いになっているのである。

(2)

本書も、このような最近の研究の動向にそったものである。すなわち、本書は第一、第四、第十五、第三十七、第七十七、第百十七の六国立銀行を対象としてとりあげ、その半季實際考課状等を基礎資料として、これら諸銀行の實態の解明、その性格の分析をこころみたものである。ただ、最後に補論として、日本の国立銀行制度の原型をなしたアメリカのナショナル・バンクについての考察をくわえてある。

これら六行のうち、第三十七国立銀行をのぞけば、⁽¹⁾いずれもすでにそれぞれ個別銀行史が公刊されているか、あるいは稿本の形で執筆された文献がある銀行である。われわれはもちろんこのような文献をできるかぎり利用したが、同時に第一、第十五銀行をのぞき、他はすべて現地におもむいて、あらためて資料の発掘と調査とおこなった。そしてたとえば第百十七銀行のごときは、その沿革史の稿本はかかる実地調査によつてはじめて発見されたのである。したがって、これまでその資料がほとんど学界に紹介されていなかった第三十七や第百十七についてはむろんのこと、その他の、すでに公刊された銀行史をもつ銀行についても、多少の新しい資料を学界に提供するいみはもつていふと考えられる。⁽²⁾ 事実、われわれの研究の目的のすくなくとも一半は、たとえ個別銀行史があるにしても、そこではかな

らずしもじゅうぶんに解明されていない新しい事実を掘りおこし、また未知の資料をそれにくわえて、新しい問題点を提起しようというところにあった。すでに研究のおこなわれている第五、第十八、第二国立銀行などをのぞいたのもここに理由がある。

(1) 第三十七国立銀行は、こんにちの四国銀行の前身であり、『四国銀行史』には第三十七国立銀行のことがわずかふれられているが、ほとんどないに等しいといっている。

(2) ただし第七十七国立銀行については、考課状はほとんどのこっていないかった。したがってこの銀行の諸計数の作成には多大の推定をくわえなければならなかった。

ところで、こういう六つの銀行がここに選ばれたのについては、むしろ資料的な制約によって、やむをえずこの六行に限定せざるをえなかったという事情がかなりある。そのいみでわれわれも、この六行の研究で、百数十におよぶ国立銀行の研究がつくせるとは考えていないし、むしろ機会があればこのような研究をさらに継続し拡張してゆきたいと考えている。

だが、そうはいっても、むしろこの六行は、まったく偶然的に、手あたりばったりに選ばれたわけではない。きびしい資料的制約のなかでも、多少の選択の考慮は働かせているつもりである。

当初われわれが明治前期の国立銀行の実態について研究をはじめようと計画したときには、できるならば仮説的にせよ、この時期の国立銀行をいくつかの類型にわけ、それぞれ典型的なものをとりだして考察の対象にするという構想をもっていた。だが、こういう方法は、それをいざ実施にうつそうとする段になると、資料的制約はひとまず別としても、理論的にもいろいろの難問に逢着してしまった。というのは、何よりも、当時の国立銀行を類型にわけるといふことは、たとい仮説的なものであっても、われわれの現在到達している研究水準ではかなり困難であり、強いてこ

れをおこなおうとすれば独断になる危険が大きいことがまもなく明らかになったからである。もちろん、現在までの研究でも、かかる類型化をおこなおうとする努力がまったくなされてこなかったわけではない。たとえば長幸男教授はいくつかの国立銀行について個別銀行史その他を資料として考察をすすめられたうえ、これを(1)政商的巨大御用両替商転化型(第一国立銀行)(2)民間金貨両替商転化型(第三国立銀行)(3)封建貴族転化型(第十五国立銀行)(4)封建士族転化型(第七十七国立銀行および福岡第十七国立銀行、松山第五十一国立銀行、第三百三十三国立銀行、第三十九国立銀行、第四十四国立銀行その他)(5)前期的商人転化型(第二十九国立銀行、長崎第十八国立銀行等)の五つの型にわけられている。⁽³⁾

(3) 長幸男「日本における信用制度の成立前史」『信用理論体系』、第二部制度篇第一章第一節)六一頁以下。

この類別は、教授自身がことわっておられるように、主としてその設立者を基準としておこなわれたものである。

たしかにその設立者によって国立銀行の型の類別をおこなうこともひとつの方法ではありうるかもしれない。しかし、そこにはいくつかの問題があることも事実である。たとえば、かりにこのような類別化をいちおうみとめるにしても、長教授のように五つの型に類別することが、明治前期の国立銀行の設立者を区分するうえにもっとも妥当な方法であるかどうかがすぐ疑問になる。というのは、周知のように初期の国立銀行の株主のなかには、地主の参加がかなり広汎にみられるし、そのもっとも典型的な例として、のちにみる第四国立銀行のように、地主のウェイトのきわめて大きいものもある。それは如上の五つの型のいずれに分類されるのであろうか。あるいは、(2)民間金貨両替商転化型といい、(5)前期的商人転化型といっても、この両者の区分も実際上は不明である。むしろ前期的商人と高利貸とは、多くのばあい一心同体だからである。また、(3)封建貴族転化型とされる第十五国立銀行は、のちにもみるように、その資本金額こそ巨額であり一八八二年当時では全国国立銀行資本金額の四〇%をもしめているが、その性格はきわめて特殊であ

り、これに類する他の国立銀行はみあたらない。したがってそれをもって明治前期の国立銀行の一つの型となしうるかどうかは疑問なきをえない。こういうわけで、たとい設立者による類型化をおこなうにしても、長教授とは異った類型化の仕方もある可能であろう。しかしより根本的な問題は、こうした設立者の出身階層による類型化は、たといおこないたとしても、どれほどのいみをもつか疑わしいという点にある。というのは、のちにもう一度問題にするように、第一には「設立者」というのが、かならずしも一義的にはきめられない。長教授はほぼ発起人ないしその中心になった人物をもって「設立者」とされているようであるが、第一国立銀行の三井、第三国立銀行の安田などのばあいはともかくとして、多くの国立銀行においては、そう明瞭に一人ないし二人の中心人物をきめることは困難であるし、しばしば商人が実権はもちながら、士族の比較的有力な者を中心にすえている事例もみられる。また大株主と頭取なり支配人なりとが一致しているともかぎらない。したがって「設立者」の出身なり性格で、国立銀行の型をきめようとしても、しばしば恣意的になるおそれがあるといわなければならない。また第二に、かりに「設立者」をいちおうきめうるばあいでも、のちにもう一度問題にするように、その「設立者」がどのような階層に属し、どのような性格をもっていたかは、あるばあいにはたしかに、その銀行のその後の発展なり、あるいはその性格なりに重要な関連をもっていると考えられるが、そうでないばあいはまた多く、いちがいには規定できない。こういうわけで「設立者」による類型化はかならずしも成功しているとはいえないのである。

このように考えた結果、われわれは仮説的にせよ、早急にこの時期の国立銀行を類型化し、それぞれの典型をとりだして考察の対象とするといった方法をとることをしなかった。むしろこのような類型化がかりに可能であるとしても、そのためにはかなり多くの国立銀行についての実証的研究が前提されなければならないのであり、そうでないと何を基準にして類型化をおこなうべきかということさえ確定することができない、というのがわれわれの到達した判

断であつた。もつともそうはいつても、もちろんわれわれはまったくアトランダムに第一国立銀行以下の六行を選んだわけではない。たとえばすでに銀行史が刊行されているのにあらためて第一国立銀行をとりあげたのは同行が日本で最初につくられた国立銀行として、政府の手厚い保護・指導をうけており、かつ日本の銀行界の指導者であつた渋沢をその頭取としていたといった点で、いわば国立銀行の模範であつたということを重視したからである。このいみでそこにわれわれは、たとえばその業務にしても、もつとも先進的な形態をみいだすことができるであらう、と考えたからである。また、第四国立銀行は、たんに改正前の国立銀行条例によつて設立された銀行のひとつの型を知るといふ点ばかりでなく、米作に立脚した農業地域で、地主制のもつともよく発達した地方の中心におかれた銀行が、どのような業務をおこなつており、かついかなる性格をしめすかを考察するためにとりあげられた。とくに同行は、その創立にさいして大地主層が出資者として参加しているし、のちのちまで市島家を筆頭とする大地主が重要な地位を占めていた点で著名である。このことが同行の性格をいかに規定したかはとくに興味のあつた点であつた。もつともこの点のはちに第二章でくわしくみるように、大地主層は資本金の大部分者ではあつたが、がいていえばその態度はしだいに消極的となつており、市島などがながく頭取の地位をしめていふという事実はあるものの、運営担当者の地位からは地主層はしだいに後退してしまつていたのであつて、一見したところと事實はかなり異つていたと考へなければならぬ。つぎに第十五国立銀行についていへば、同行は華族の出資による特殊な銀行ではあるが、明治前期における最大の資本金をもつ大銀行であつたから、これを無視するわけにはいかなかつた。しかも同行については、それがとびぬけた大銀行であり、かつその性格がかなり特異なものであつたのかかわらず、これまでまとまつた研究がおこなわれていなかったことも、これをとりあげた理由である。つぎの第七十七国立銀行は、周知のように士族銀行の典型とされているものである。しかも明治前期の国立銀行には、この種の士族銀行が多数存在したと思われる。

そのいみでこれをひとつの代表と考えたわけである。

ところで、以上の諸行は、第十五国立銀行をのぞけば今日もなお存続している銀行であるが、われわれとしては、このような銀行のほかに、発展の途上で合併されて姿を消してしまった地方の中小銀行をも考察の対象としたかった。そのさい高知県の第三十七国立銀行、長野県の第百十七国立銀行の考課状を入手しうるみこみがたつたのでとりあえずこれをとりあげた。このほかたとえば製糸業の発展している群馬地方の銀行、水田単作の東北地方の銀行、先進地帯の関西の銀行等をもとりあげる予定であつたが、種々の事情から今回はこれを果しえなかつた。

以上がわれわれが第一国立銀行以下の六行をとりあげたごくおおまかな理由であるが、このことから明らかなように、これらの銀行はけつして明治前期の国立銀行の諸類型——それがどのようなものであるかはなお明確ではないが——をのこるところなく代表したものではない。むしろ、われわれは、こんにちのところではこのようにいろいろな個別銀行の実態をできるだけ多く分析していけば、そこに何等かの類型化の展望がひらかれるかもしれないと考えているにすぎないし、この研究はそれへの第一歩にとどまるものである。そしてやがてあるていどの類型化をおこなうことができるようになれば、国立銀行の性格についても、あるいはその日本の資本主義成立期における役割についても、これまでのような一義的な、かんたんな規定ではなく、もつときめのこまかい、具体的な規定をあたえることができるものと期待するものである。

(3)

さてつぎにこれらの諸銀行の実態分析をおこなうにあたってわれわれがどのような方法でこれをおこなつたかにふれておこう。これらの諸銀行はすでに述べたことから推察されるように、それぞれ性格の異つたものであり、また

分析に使った諸資料もまったく同じであつたわけではない。そのいみで、これらを一律の方法でとりあつかうわけにはいかなかった。しかしすくなくともつぎのような共通の論点をもつようにできるかぎり努力をした。

すなわち、第一には各銀行の創立の事情の検討である。しかもそのさい、第一、第十五といった大銀行は別として、それ以外の地方銀行のばあいには、当該銀行の所屬する地方の当時の經濟の状況や他の金融機關の状態といった背景をなす事情について、できるだけくわしく考察することをこころみた。さらに明治政府の銀行設立奨励策が地方においてそれぞれどのようにうけとめられたかもひとつの重点であつた。

このことととうぜん関連して、株主の社会的經濟的性格、株式所有の構成——その集中・分散の程度——ならびに銀行運営担当者についての検討をおこなつた。国立銀行の株主には、華族、士族、商人、地主などがあつたことは周知のところであるが、それらがそれぞれのような比重を占めていたか、あるいはその比重のもつていふどのような評價すべきであるか等といった点については、いろいろ問題がのこされている。というのは、国立銀行条例改正後の一八七六年から七八年にかけてきわめて多数の国立銀行が設立されたが、その資本金は禄券をもつて払いこまれたものが多く、総額の八〇%にもおよんでいる（『明治財政史』、第一三卷、二五九頁）。もちろんこれには、七八年に全国立銀行資本金額の四七・三%をしめる一八二万六千円余という巨額の資本金をもつ第十五国立銀行が設立されたことがさうとう影響しているが、ともかくこのことは国立銀行の株主のうちには華士族が多数存在していたことを物語るものである。⁽¹⁾この事実から当時の国立銀行の設立の主導性は士族にあつたという見解がこんにちまであるていど通説化してきた。しかしちよつと考えればわかるように、もともと禄券を銀行の資本金の払込にあてさせるといふことは、むしろ当時の政府の方針であり、政府はそれによって、士族の經濟的危機の救済と禄券の銀行資本化という一石二鳥の効果をねらつたのであつた。だから、禄券をもつて銀行が設立されたといふことは、かならずしも士族の自発的な

動向とはいえないし、したがってまたそれが、当時の国立銀行の多くが、士族の主導によって設立されたことをいみずるともいえないはずである。いわんや、それらの国立銀行が士族によって運営され、その業務が士族の利益を中心にすすめられたということにはならないのである。事実、朝倉氏も指摘しているように、士族株主が多数をしめているばあいでも、商人のイニシアティブで設立され、運営の担当者もまた商人であつたばあいは多数みられるのである。⁽²⁾だが、他方逆に、株主の構成でみると商人・地主の比重がそうとう高いばあいにも、重要な役職員層のなかに士族が登場している銀行もある(第四、第百十七国立のばあい)。したがって士族がまったく無力であつたともいえない。⁽³⁾いずれにせよこういうわけで、株主の社会的性格と銀行の運営担当者のそれとはかならずしも一致していないし、また株主の社会的・経済的性格が当該銀行の営業内容を規定するばあいもあるが、そうでないばあいもまたあるといわなければならない。これらは、いずれもその銀行の設立される具体的事情によってきまることであり、ただ株主の多くが華士族であつたから、国立銀行は「士族の銀行」だというようなかんたんな結論はでてこないのである。われわれが研究対象とした諸銀行——とくに地方銀行のばあいに、その株主の社会・経済的性格と銀行運営者との関係についてできるだけくわしく考察することとした理由もここにある。

(1) 前掲、朝倉、第二篇、第一―三章にはいくつかの具体例があげられており、一六三頁以下にその要約がある。そのさいとくに留意すべきことは、商人・金貨が金禄を買いとって国立銀行を設立した例(第三、第十六、第八十一国立銀行等)があげられていることである。このことは株券出資の比重がそのまま士族出資の比重をいみするものではなく、したがって前記の八〇%という数字も、多少とも割引いて考えなければならないことを物語る。しかし、七〇年代後半、八〇年代初頭の国立銀行の株主をとれば華士族が圧倒的比重をもっていたことは間違いないところであろう。なお朝倉氏はじゅうらいの国立銀行の研究には、国立銀行をもつて「士族の士族による士族のためのもの」としてかかれていたものが多い(七七頁)とされているが、果してこれまでの通説がそこまで明確に考えていたかどうかは疑問である。ただ、すくなくとも、株主の性格はただちに当該銀行の性格なり業務内容を規定するといった単純な考え方か

ら出発したものが多かったことはたしかであらう。

(2) 前掲、朝倉、第二篇、第一―二章。

(3) それは、士族のなかには、あらたに輸入された銀行についていちおうの理解をもち、その業務運営を不完全ながらも担当しうる能力をもったいわば知識人がいたためであらう。いずれにせよ士族の役割は、たんに「出資者」の面からだけでは解明しえないのであり、もっと多面的な考察を必要とする。「士族」を「士族」として固定的に考えると、かえってそのいみを明らかにしえないことになるう。

つぎにわれわれは、各銀行の考課状を主な資料として業務分析をおこなった。もちろん対象とした銀行の性格もそれぞれ異っているし、同じ考課状でも銀行ごとに精疎さまざまなので業務分析もまったく同一の方法ではなしえなかったが、資金の構成とその運用の実態分析をつうじて業務の内容を明らかにした点は共通である。資金の構成の点では、資本金・積立金・銀行券発行・預金等がそれぞれ問題になるが、とくに預金については官公・人民預金の構成、定期・当座・別段等の種類別の考察を重視した。ただし、草創期における預金は、その名称が後代のそれと同一であっても、こまかくみればその具体的内容は――たとえば利率といい、期限といい、いずれもかなり異った特質をもっている。そしてそこに初期国立銀行の機能なり性格なりを判断するひとつのポイントが隠されているからである。また資金運用の中心をなすのは公債保有と貸付であって、手形割引はまだほとんどあらわれていない。ここにも国立銀行の重要な性格があらわれているのだが、なお貸付の分析にさいして、当該銀行の所属する地方の産業状況や商業組織との関係についてとくに留意することによって、その点をとくに明確にしようとした。というのは、考課状にかかげられている数字の変化を単純に追求しているかぎり、その内容にせまることはきわめて困難だからである。そのさい、考課状の営業内容にかんする記述や地方史料は有力な参考資料であったが、考課状についていえば、その記述は八〇年代初頭まではともかく、その後はまったく形式的なものになってしまふのが普通である。また地方史の研究は、まだけっしてじゅうぶんにはおこなわれていないので、われわれの意図も完全に達成されたとはいえない。なお、こ

のほか荷為替手形や送金事務についても、できるだけ詳しく考察しようとしたが、これも資料の関係でじゅうぶんな成果はえられないままに終った。またときには、損益計算書が営業状況の考察に役立ったこともある。もちろんそれはたんに営業状況の良否を判定するのが目的ではなく、むしろ収益源や諸経費の分析をつうじて当該銀行の性格を明らかにするところに主たるねらいがあったのである。

(4)

われわれは以上のような方法と視角で第一国立銀行以下六つの国立銀行の実態分析をおこなったのであるが、ここで、その結果を要約し、それにもとづいて明治前期の国立銀行の性格なりその役割なりを全体にわたって規定することとはなお時期尚早の感がある。というのは、これら諸行は、すでに指摘したように、明治前期の国立銀行の類型のすべてを網羅したものとはとうていいえないからである。もちろん、われわれはこれら諸行をとりあげるにさいして、それらが、それぞれ特色をもち、類型のすくなくとも一つをなすものと予想しながら出発したのであった。そして分析の結果、これら諸行が、株主の性格や資金の構成ならびにその運用方式等においてそれぞれかなり異っていることを明らかにした。しかし以上の六行のほかになおこの時期の重要な類型をなす銀行があることはじゅうぶん予想されるところであり、たとえわれわれの研究に、既存の同様の諸研究をあわせてみても、まだ類型論を完成するにはたりないようである。むしろ当面われわれは、国立銀行といっても、そこには、性格や機能のいちじるしく異ったものが併存しており、したがってそれを「士族の銀行」とか「商人の銀行」とかというふうに、早急に結論づけるわけにはゆかないということを実証したことで満足しておかなければならないのである。そのいみでは、第一章以下でおこなった各種の国立銀行の個別的な研究は、国立銀行研究の一步前進のために、何ほどの役割を果すものと信じていいで

あろう。⁽¹⁾

(1) 朝倉孝吉氏の『明治前期日本金融構造史』が歴大な個別銀行史を資料とした精力的な研究であるにもかかわらず、なお疑問をこのすひとつの理由は、氏が国立銀行の性格や機能につき、類型化にほとんど顧慮を払わず、むしろ一律に国立銀行を農業金融——それは一般に理解されている農業金融よりはるかに広義に考えられており、たとえば米穀の流通金融や製糸業金融をもふくんでいるが——の側面から理解されようとしている点にある。もちろん当時は農業が主要な産業だったのだから、多くの国立銀行の機能が広義の農業金融にそうとう比重をおいていたことは想像に難くない。しかし他方、当時の農業が果して農業金融の上に立った銀行を成立せしめるようなものであったかどうかとも疑問である。そうした点のじゅうぶんな顧慮を欠くと国立銀行についての理解が一面的になることはさけられない。

われわれは、今後もお資料の発掘につとめ、さらに多くの国立銀行の実態分析をすすめたいと考えている。その上であらためて、類型化を完成したいというのがわれわれの念願である。もつとも、そのさい、ここでわれわれが試みたことから、つぎのような配慮が必要なことは疑いをいれない。すなわち、ただ大都市の銀行と地方の銀行とか、東北の銀行と関西の銀行とか、あるいは株主に士族の多い銀行と商人の多い銀行とかいった単純な対比や類型化では、国立銀行の性格や機能は明らかにならない。むしろそれは当該地方の歴史的・社会的・経済的諸条件に規定されて、きわめて複雑な変化をしめすのであるから、おそらくそれは、たんなる国立銀行の類型化ではなく、むしろ地域・社会の類型化でなければならないであろう。今日の地方史の研究水準では、そういう類型化にはまだほど遠いが、そのような研究のいちおうの成果をふまえないと、たださいげんもなく国立銀行の事例を数えあげても、目的点には到達しないと思われる。また資料についていうならば、国立銀行の考課状は、まえにふれたように精疎さまであるし、がいしていえば、年を追うにしたがって形式的になっているから、その資料的価値には、かなりの限界性がある。たとえば銀行の貸付先として商人が大きな比重をしめていることは考課状でわかるが、そういう商人の資金需要の原因

がなんであるのかは、考課状ではほとんどわからない。このことは地主についても同じことである。この問題をとくためには、商人や地主が産業資本とどのような関係にたっているか、あるいは土地集積をどのようににおこなっているか、といった問題を明らかにしなければならぬが、この問題も、前のくりかえしになるが同じく地方史の側から明らかにしていかなければならない、これもじつはこんにち不じゅうぶんにしか研究されていない問題である。

こういうわけで、きわめてとうぜんのことながら、国立銀行の研究は、そういう広汎な地方史的研究の成果の蓄積をふまえなければ決して完成しえないことになる。それはもちろんわれわれだけでよくなしうることではない。ただ最近急に水準を高めつつある地方史の研究の成果を、今後ますますとりいれつつ、国立銀行の研究を深めてゆこうと考えているにすぎない。あるいは、のぞむらくは多くの研究者が同じ問題意識で国立銀行の研究に参加されることによって、学界の共同の仕事をいっそう豊かにするための、ひとつの踏石になりたいと考えているにすぎない。

第一章 第一国立銀行

一 まえがき

第一国立銀行は周知のように日本における最初の銀行である。したがって日本の銀行制度の成立史を課題とする研究は、この銀行をまずその研究対象としてとりあげざるをえない。事実、従来の銀行にかんする通史は、必らずといっていいほど、この銀行を、その冒頭においてとりあげてきたし、そのためか、この銀行の性格なり、営業内容なりは、かなりよく知られている。またこの銀行についての資料は他のもろもろの銀行についてのそれにくらべれば、はるかに出揃っている。たとえば銀行史にかんする基本的な官庁資料として知られている『明治財政史』も、この銀行につき多くの記述をおこなっているし、『銀行全書』（日銀調査局『日本金融史資料』第三卷所収）も同行にかんする豊富な資料を提供している。さらに同行の首脳者であった渋沢栄一については土屋喬雄博士の編纂になる膨大な『渋沢栄一伝記資料』がある。また第一銀行自身、大正一五年に『第一銀行五十年小史』を公刊し、ついで昭和三年には『第一銀行史』（上下）を公刊している。同書は第一銀行の八十周年記念事業として、土屋博士が委嘱をうけて編纂されたものであり、上下二巻本文一五〇〇頁余、附録二八〇頁におよぶ浩瀚なものであり、その内容も、一般の銀行の公刊する銀行史とは類を異にし、専門的な研究となっている。

このように同行については豊富な資料があり、すでに研究もすすめられているのかかわらず、本書であえて一章を設けてこれを取りあげたのは、ひとつには、後にみる各国立銀行との対比を明らかにするためである。いうまでも

なく、同じく国立銀行と称しても、その性格なり営業内容なりは、当該国立銀行の設立事情なり、その設立された地域なり、あるいはその規模なりが異なるにしたがつて、その様相を全く異にする。われわれはのちに各種の型の国立銀行を考察することとするが、そこでは、これら国立銀行の性格なり、営業内容につき、一方において共通な面がみうけられるとともに、他方において種々異った面をもみいだすことができるのである。これらの事実のもつ意味を考えるためには、まずもって日本において最初に設立され、その意味でもっとも先進的な性格をもっていた第一国立銀行を考察しなければならぬものと思われる。本稿においてあえて第一国立銀行をとりあげた理由の第一はここにある。

つぎに従来の第一国立銀行の研究は、同行が日本の最初の銀行であることに制約されて、その考察の対象をとすれば日本の銀行制度全般にまでひろげ、そのためかえって同行の姿を端的にとらえることができない憾みがあった。その間隙をうめようとするならば、対象をさらに限定して考察をすすめる必要があるか、と思われる。ここに本稿で同行をとりあげた第二の理由がある。したがって本稿では同行の考課状その他を中心資料として、考察の対象を主として同行の営業内容に限定し、その分析をつうじて同行の性格を明らかにすることに重点をおくこととする。ただし、その考察の時期は設立当初から明治一〇年代までとするが、便宜上これを二つの時期——設立当初から国立銀行条例改正までとそれ以後とにわけて考察する。

二 設立当初より国立銀行条例改正まで

1 設立事情と株式構成

為替会社の失敗のあとをうけて明治政府が近代銀行制度の本格的な輸入・移植をはかって国立銀行条例を制定したのは明治五年一月一日のことであった。この条例制定にさいし重要な役割を演じていた時の大蔵大丞渋沢栄一は早くも条例制定以前の頃から、江戸時代からの富商である三井組や小野組にたいし近代的銀行の設立を勧奨したのであった。⁽¹⁾しかし、両組ともはじめはそれぞれ独自の銀行を設立しようとしてなかなかこれに応じなかった。そこで井上馨や渋沢栄一は五年五月、三井八郎右衛門と小野善助とを井上の私邸に召集し篤と協力方を告諭したので、ついに両組ともこれを了承し、同年六月銀行創立願書を提出するにいたった。政府はこれにたいし八月五日「書面銀行創立之儀聞届候条、名称第一国立銀行と相唱可申、且開肆之儀へ追而可及差図事」と指令し、三井・小野両組の為替方御用を解き、翌六日特命により三井小野組合銀行に大蔵省為替御用を申付けた。しかし指令面よりみれば三井小野組合銀行なるものは存在すべき理由はなく、政府の一時的な命令であり、実質的には第一国立銀行の創立準備機関であった。

(1) 渋沢が三井家にたいしその子弟を米國へ銀行業見學のために留學せしめるようすすめたり、あるいは、三井家が銀行業に専心するよう勧奨したことについては『第一銀行史』上七六頁以下をみよ。

さてこのように三井と小野は井上・渋沢の告諭にしたがって銀行創立願書を提出したのであったが、そのさい三井としては必ずしも心中穏かではなかったようである。この間の事情につき『第一銀行史』には、それほどちがった記述はないが、『三井銀行八十年史』はこの間の三井の微妙な立場をつたえている。すなわち、同書によれば、三井としては単独で銀行業を創始しようとする意志をかなり早くからもっており、井上・渋沢との間にも了解をつけていたのであるが、その後小野組か五代友厚を介して井上・渋沢に働きかけたので、ついに両組共同ということになり、三井としてはまことに不満であった、というのである(同書六〇―六八頁)。さらに同書は三井小野連名で提出した「銀行創立願書」を引用して、その「用語の卑屈さは目にあまるものがあり……独力で銀行を創設しようとしてつつあった三

井の用語ではない。共同銀行の創立出願は当時圧倒的な權威を擁していた官辺の圧力に抗しかねて単独銀行創立のための捨石として連署提出したにすぎなかったのである」(六八頁)と断じている。いわば、第一国立銀行は三井にとっては「捨石」にすぎなかった、というわけである。この事実のちの三井と第一国立銀行との関係を迎るうゑに銘記しておくべき点であろう。のちにみるように草創期の第一国立銀行の大株主は三井と小野であり、三井の持株は小野組の破産以後、ますますその比重をたかめるのであるが、しかし同行は決して純粹の「三井の銀行」ではなかった。三井は、明治政府の要求により海運橋の洋館を同行に譲渡するなど、同行にたいし犠牲を払いつつも、同行を「捨石」とする態度をあらためず、ついに明治九年にいたって、日本の私立銀行の嚆矢といわれる三井銀行を設立するのである。

(2) 第一国立銀行の創立を「捨石」とみなしていた三井組にとっては、折角新築した海運橋の洋館を同行に譲渡することはかなり苦痛であり、これにたいし極力抵抗をこころみただであるが、官辺の彈圧にあつてついに屈したのである。なお官辺として三井を屈服する直接の武器は公金取扱であつた。詳細については『三井銀行八十年史』六八頁以下をみよ。

それはさておき、三井・小野組合銀行なるものは、政府の命によつて、官金取扱の業務をおこなうとともに第一国立銀行の創立準備をすすめた。九月一日には、頭取(三井八郎右衛門・小野善助)、取締役(商家から三名ずつ)、支配人(三井村・三井組)、副支配人(江林・小野組)の人選を決定し、一月一五日の条例公布を待つて同月二二日「第一国立銀行株主募集方布告」⁽³⁾を頒布し株式募集をおこなつた。それによれば同行の資本金は三百万円、一株百円。株数は三万。資本金三百万円のうち、二百万円は三井小野兩組にて各百万円ずつ引受け、残りの百万円を公募することとなつてゐた。なお右の布告のほか、東京日日の新聞紙上に三〇余回にわたつて株式募集の公告を行なつた。しかし株式申込は

予期の数にたつせず、明治六年一月より四月までの間に四四〇八株にすぎず、結局、發起人の引受高と一般の応募高の合計、二四四万八百円という端数をもって資本金額と定めることとなった。株主の総数は七一名であった。

(3) 『第一銀行史』八五頁以下をみよ。この布告は銀行の経済社会における役割、その業務内容、業務の執行方法、株式応募の手続等を詳細に説明している。

かくて六月一日に創立総会を開催し、一二日には渋沢栄一が総監役に就任し七月二〇日に紙幣頭より開業差許状を下附せられ、同日より業務を開始した。

さて、草創期から国立銀行条例改正までの（条例改正は九年八月であるが便宜九年末をとった）株式の保有状況および主要株主をみれば第1・2表のとおりである。この表によって明らかのように、創立当時における株式総数二万四四〇八株のうち六割にちかい一万四千株が三井八郎右衛門と小野善助の二人によって所有されている。そして上位株主一五人をとってみるとその大部分は三井組・小野組の関係者であり、それ以外の持株といえは、総監役の渋沢栄一の四百株、島田組の島田八郎左衛門の五百株、阿波の名東郷の士族西川甫の一千五百株、長崎の貿易商である永見一家の永見伝三郎・寛二⁽⁴⁾の持株合計三九〇株ぐらいである。もっとも創立当初の株主の住所をみるとかなり全国的に散在しており（『第一銀行史』九六・九九頁）、この銀行がはじめから他の大部分の国立銀行のように地方的性格をもっていなかったことをしめしている。しかしそれにしても株式所有は三井・小野両組に圧倒的に偏倚しており、この事実をみれば、この銀行が株式会社制度をとりながら実質上は三井・小野両組の同族会社たる性格をもっていること、またこの場合、株式会社制度は社会的資金を集中するといった本来の役割をなら果していないことが明らかである。なお八年になると株式は二万五千株と増加した。それは七年二月に「当銀行株高ノ儀ハ元高ニ端数有之ニ付株主一同ノ議決ニ

第1表 株式保有状況表（明治6—9）

株数	年次	創 立 当 初		明 治 8 年 下 期		明 治 9 年 下 期	
		株主数	株 数	株主数	株 数	株主数	株 数
5000以上		2 (2.7)	14000 (57.3)	1 (0.9)	7000 (28.0)	1 (0.8)	7000 (46.7)
2000 ～5000		0	0	0	0	1 (0.8)	2347 (15.6)
1000 ～2000		4 (5.7)	4500 (18.4)	1 (0.9)	1000 (4.0)	1 (0.8)	1000 (6.7)
500 ～1000		5 (6.9)	2800 (10.2)	8 (7.2)	4722 (18.8)	2 (1.6)	1000 (6.7)
300 ～500		1 (2.7)	400 (2.9)	3 (2.7)	1050 (4.2)	4 (3.3)	1397 (9.3)
100 ～300		13 (18.1)	1600 (6.5)	13 (11.7)	1855 (7.4)	7 (5.7)	863 (5.8)
50 ～100		17 (23.6)	850 (3.5)	12 (10.8)	600 (2.4)	12 (9.8)	769 (5.1)
10～50		13 (18.1)	203 (0.8)	13 (11.7)	223 (0.9)	25 (20.5)	428 (2.8)
10以下		16 (22.2)	55 (0.2)	60 (54.0)	150 (0.6)	69 (56.5)	196 (1.3)
合 計		71 (100)	24408 (100)	111 (100)	25000 ¹⁾ (100)	122 (100)	15000 (100)

『第一銀行史』上96～99頁 同行第5回・第7回半季實際考課状による。

- 1) 明治8年の株数合計は16,600株であり、質物流込分7,000株、明治8年11月中に至り質物流込となりたる分1,400株をあわせて25,000株となる。

ヨリ高五百九拾二株ヲ増都合貳万五千株ト相定」(第二回・半季實際考課状)めて増資したからである。もともと八年八月にはのに詳細に述べるように小野組の破産の影響をうけて一万五千株に減資することとなった。しかし減資を実行したのは九年一月であるから八年末の第5回考課状記載の資本金額は二万五千株となっているわけである。しかしこの二万五千株のうちには、こうした関係から第1表の注に附記したように質物流込分八千四百株をふくんでおり、したがって、この年度は株式所有の構成をみるのには適當でない。なおこの年度の主要株主をみると如上の關係から小野組関係者が脱落してしまい、その大部分は三井組の人々によ

第一章 第一国立銀行

第2表 主要株主表

創 立 当 初		明 治 8 年 末		明 治 9 年 末	
氏 名	株 数	氏 名	株 数	氏 名	株 数
三井八郎右衛門	7,000	三井八郎右衛門	7,000	三井八郎右衛門	7,000
小 野 善 助	7,000	三 井 三 郎 助	1,000	洪 沢 榮 一	2,347
西 川 甫	1,500	洪 沢 榮 一	972	三 井 三 郎 助	1,000
三 井 三 郎 助	1,000	五 代 友 厚	750	三野村利左衛門	500
小 野 助 次 郎	1,000	三野村利左衛門	500	三 井 元 之 助	500
古 川 市 兵 衛	1,000	三越喜左衛門	500	五 代 友 厚	487
三井源右衛門	800	三井次郎右衛門	500	西 村 虎 四 郎	310
三野村利左衛門	500	三 井 元 之 助	500	三井源右衛門	300
小野善右衛門	500	三井八郎次郎	500	今 井 友 五 郎	300
小 野 善 太 郎	500	三 井 震 之 助	500	西 園 寺 公 成	230
島田八郎左衛門	500	西 村 虎 四 郎	450	永 見 伝 三 郎	130
洪 沢 榮 一	400	三井源右衛門	300	永 田 甚 七	103
副 田 欣 一	200	三 井 篤 次 郎	300	島田八郎左衛門	100
永 見 伝 三 郎	200	三井則右衛門	257	岡 田 平 太 郎	100
永 見 寛 二	150	永 見 伝 三 郎	200	戸 田 氏 共	100

第1表と同じ

としてめられている。九年度になると一万五千株に減資されており、上位株主名をみると洪沢がその持株をまして二位に上進したほか、西園寺公成、戸田氏共といった新顔があらわれてくる。しかし三井組関係の持主が依然過半数をしめており、少数の大株主による巨額の株式所有といった形態がそのまま継続している。なお一言つけくわえておくならば六・八年の株式姓名表のなかには華士族がほとんど姿をあらわしてこない。上位株主名のなかでは、創立当初にあつては西川甫が、また八年末に五代友厚が士族となつていただけである。⁽⁵⁾これは多くの国立銀行が華士族の秩禄公債をもつて資本としたのと対照的である。もっとも華士族が国立銀行に出資するようになったのは、九年の条例改正を契機とするものであり、第一国立銀行の場合もこの時期以降になるとのちにみるように華士族の持株がかなり多くなつてくる。(前記の西園寺は士族、戸田は華族である。西園寺は伊達宗城の家臣であり、洪沢は大蔵省時代に伊達の部下であり、このような関係をつうじて西園寺は第一国立銀行の株主となり、さらに有力な役員となつたものと思われる。なお同行の考課状が株主の族籍を明らかにするのは一三年上半季以降である。)しかしそれは同行の性格をかえるほどのもので

はないことは明らかである。

(4) 永見家は、長崎で薬・砂糖・綿などを扱っていた貿易商人であり、第十八国立銀行の設立者である。詳細については伊丹正博「第十八国立銀行の歴史的一考察」(『経済論究』第五号所収)をみよ。

(5) 渋沢栄一も一橋家に仕官し士族と考えていいかもしれないが、一三年上半季の同行考課状の株主姓名表の族籍には平民となっている。

さて右のような株主構成を反映して草創期の役員は三井・小野兩組によってしめられることとなった。すなわち頭取は二名で三井八郎右衛門と小野善助が、副頭取も二名で三野村利左衛門(三井組)と小野善右衛門が就任した。取締役には以上四名のほか三井三郎助、小野助次郎、斎藤純造(三井組)、永田甚七(三井組)、行岡庄兵衛(小野組)の五名、合計九名が就任した。なお斎藤は検査掛を、永田は為替掛をかねた。ところでここで注目すべきは渋沢栄一の地位である。彼が第一国立銀行にはいるであろうことは、同行が設立される前からすでに予想されていたところであったが、創立総会に株主の一人として出席して総会の議事につき重要な役割を演じ、また株主から取締役に就任するよう懇請されているが、これを辞退している。しかしその席上同行の役員の選任方法につきつぎのような重要な提案をおこなっている。すなわち

「今取締役撰挙の事は衆株主に於て別に其人を撰むを要せず、従来兩組隷属中の者に於て衆議の上適當の人を撰任し、能く旧情を去り公正を体し其事を取扱はしむるを相当とする事」とし、さらに「然りと云とも兩組自家の營業も又此銀行に類似し、且其隷屬たりし者銀行の役員たるも或は自他混淆し又は争利奪益の弊なき能はず縦ひ之に至らざるも各相願望して毎時調理せざるの患なきを免れず、故に今取締役撰挙の上にて右等の矯正を要する為の別段の申合規則を設立し且毎事を監正するの役員を殊に株

主中其器に当る者より撰任して之をして充分の検按を為さしめは其効を取り其弊を防ぐの処置を得此銀行の成立を期するに足る
 「へき事」(『第一銀行史』上九二頁)。

というのである。要は三井・小野両組出身の取締役の上に「毎事を監正」する役員を設けよ、というのである。維新草創期に設立された為替会社が失敗した原因の一つは、政府の保護が厚きにすぎ、これを設立した旧富商たちが為替会社をもって自己の企業であることの意識がたりなかったことであつた、といわれているが、いま設立される国立銀行にしても、三井・小野両組がどれだけこれに自己の命運を托していたかはなお疑問であつた。前述したように、三井組は同行を捨石と考えていたし、小野組はのちにみるように同行を小野組自身の発展のための手段としようとしていた傾向があつた。右の提案にある「自他混淆し又は争利奪益の弊」は決して杞憂ではなかつたのである。こうした状況のもとにあつては、是非とも彼等富商を鞭たつし、監視し、指導して銀行業の順調な発展をはかるべき役割を果す「役員」が必要であつたのであり、それがこの提案となつたものと思われる。なお一般に銀行知識が普及していなかったことも、こうした「役員」を必要とした所以であつた。

それはさておきこの提案は創立総会で承認され、右の「別段の申合規則」(渋沢が起草せるもの) 四二―五〇条で「銀行事務総監役」が定められたが渋沢は前にもふれたように同行創立の翌日、六月一二日にこの総監役に就任した。この総監役の任務は一面において「頭取、取締役、支配人ノ処務ヲ補助検案シ」銀行の一切の事務を「都テ之ヲ管理シ」(四二条)「頭取、取締役ノ衆議ノ席ニ於テハ議長ノ権ヲ有シ、相当ノ考案ヲ以テ衆議ヲ決判ス」(四四条)るとともに他面において頭取以下の「奉務ノ実況ヲ監視シ」もし「条例成規又ハ定款申合規則……」等に悖戻したりするときは、「誰彼ヲ論セス充分ニ之ヲ糾正懲戒スルヲ得」(四三条)る権限があつた。⁷⁾

(6) 『三井銀行八十年史』は五年四―五月頃「三井・小野共同の国立銀行に辞職後の渋沢がはいることが井上との間で議せられていたと

推測される節がある（六五―六頁）と述べ、五月二十五日、三井高喜・高朗の二人が渋沢の私宅を訪れその点につき質した、とある。

（六六頁）

（7）総監役の義務と権限についての詳細は『第一銀行史』上二二頁、一一八―一二五頁をみよ。なお渋沢が総監役に就任するにさいしては、総監役の権限と義務を規定した契約書をかわしており、彼はこの契約書に規定された義務を負い、権限をもつものとして第一国立銀行に雇入れられたのである。したがって彼は銀行の業務執行に大きな権限をもっていたとはいえ、株主にたいして直接責任をおうものではなかった。また大きな監督権をもっていたようであるが、それは明治政府の国立銀行にたいする監督権と直接つながるものでもなかったようである。なお総監役をおくことは国立銀行条例・成規に準拠したわけではないので、同行よりこのことを承認せられるよう芳川紙幣頭にたいし願書が提出され認可を得ている。（同上、一二四―一五頁）

このように草創期の第一国立銀行の役員には頭取・取締役のほかに総監役がおかれていた。ところで同行の頭取は右の総監役の権限からも察せられるように影のうすいようにみえるし、このことはまた同行の「申合規則増補」第七條には「頭取兩人ハ名目上其職務ヲ有スト云トモ現務ニ処セサルニ付其給料ハ支給セサルヘシ」と規定されていることから、そのように察せられるのであるが、事實は必ずしもそうではなかった。つぎにみるように頭取の権限がうすく銀行の運営が総監役渋沢の意のままになったというわけではけつしてなかった。なるほど頭取は「未タ一日モ其事ヲ執ラス。副頭取ノ如キモ亦一月間ニ僅ニ三兩次來テ概要ヲ諮詢スルニ過キス」（明治七年一二月の渋沢栄一の紙幣頭得能良介に宛てた第一国立銀行の改革案、『明治財政史』第三卷四二七頁）といった有様であったが、実際の銀行運営には三井・小野の「隸属」が参加しており流石の渋沢もそれを完全に制肘することはできなかったようである。⁽⁸⁾しかも小野組にしても、また三井組にしても、前に示唆したように第一国立銀行にたいしては、これを健全な銀行にもしたてていくとする態度をとっていたわけではなかった。むしろ、これを利用して自家の発展に役立てようとする態度であった。渋沢が前記の改革案で「銀行ノ兩家ト金幣貸借ヲ為スヤ始メ先ツ其約束ヲ定メテ之ヲ行フト雖モ多クハ之ヲ踐テ其約

ヲ遂クル能ハス。敵ナレハ之ヲ恨ミ、寛ナレハ之ニ狎レ要スルニ苟且因依其日ヲ送ルニ過キス」(同上四二八頁)と述べているのは、この間の事情を端的に物語っているものといつてよいであらう。こうした事情のもとで営業を開始した第一国立銀行は創業後まもなく小野組の破産の影響をうけて倒産の危機におちいらざるをえなくなった。そこでつぎにこの点に留意しつつ同行の草創期の営業状況を考察することとしよう。

(8) 詳細については前記の渋沢の改革案(『明治財政史』第一三卷四二六―四三四頁)をみよ。それは、渋沢が三井・小野両組の間にたつて両者があるいは調停し、あるいは統制しつつ、同行を国立銀行条例に盛り込まれたような健全な銀行に育成しようとして努力をかさねながら、しかもそれが実を結ばない苦衷を如実にしめしている。

2 草創期の営業状況

さて第一国立銀行の創立当初から明治九年までの営業状況を概観するために、ひとまずこの時期の営業実態報告をまとめてみると第3表のごとくである。

まずこの銀行の資金の根幹をなす資本金をみるとまえにもふれたように開業当初の六年には二四四万八百円であるが翌年には二五〇万円に増資し、ついでのように小野組の破産の影響をうけて九年上期には一五〇万円に減資している。

つぎに銀行券の発行高をみると開業早々の六年末には七万三千円であったが、翌七年の上期には一〇〇万三千円に増大している。もっとも増大したといっても国立銀行条例によれば資本金額の六割までは銀行券の発行をなしうることとなっていたから資本金二五〇万円とすれば一五〇万円までは発行できるわけであり、その額にはまだたっていないわけである。しかしこの時期まではとにかくその発行が順調にすすんだといえるのであるが間もなく七年の下

負 債		債			
課 目	明治 6. 下	明治 7. 上	明治 7. 下	明治 8. 上	
預借抵	金 ¹⁾ 9,113,859	9,982,010	5,949,673	5,400,937	
當貸抵	金 —	7,651	134,902	1,320,614	
滞利仕	金 —	17,930	70,000	80,000	
仕未済	金 —	5,000	4,000		
仕未済利息抵	金 19,161	26,786	18,012	17,782	
(小計)	—	22	21,000	17,000	
	19,161	49,738	113,012	114,782	
紙幣流通高	753,195	1,002,977	460,796	190,694	
株積立金	2,440,800	2,500,000	2,500,000	2,500,000	
損益勘定	—	11,271	27,028	39,036	
	93,551	158,144	135,850	108,413	
合 計	12,420,567	13,711,794	9,321,263	9,674,478	
負 債		債			
課 目	明治 8. 下	明治 9. 上	明治 9. 下		
抵 當 金	118,765 ³⁾	95,000	70,000		
政府官公預金 ⁴⁾	2,607,613	1,590,844	416,866		
御用支銀行(送金)手形	353,213	16,208	5,015		
旧金銀紙幣引換元	130,000	145,000	170,000		
紙幣代御下金	312,000	900,000	—		
借 押 借 金	188,000	80,000	185,000		
小 計	3,590,826	2,327,052	776,811		
人民發行紙幣高 ⁵⁾	779,279	883,634	1,197,087		
受人民取預金 ⁵⁾	1,148,729	1,780,742	1,658,819		
代人金取立手形	434	—	1,810		
借仕金銀行手形	17,524	42,822	79,045		
小 計	1,945,968	2,707,200	2,936,765		
他店ヨリ借勘定 ⁶⁾	—	6,075	—		
株積立金	13,500	—	24,050		
損益勘定	2,500,000	1,500,000	1,500,000		
	49,497	63,477	75,036		
合 計	138,564	148,168	196,729		
	8,357,123	7,251,974	5,579,464		

じている。

くむ。 3) 仕未済賞金 23, 765 円をふくむ。 6) 補正勘定, 受合料, 積立金, 別段積立金, 洋銀差金

第一章 第一国立銀行

第3表 半季實際報告 単位円

資 産					
課 目	明 治 6. 下	明 治 7. 上	明 治 7. 下	明 治 8. 上	
諸公債 (小計)	1,282,200 1,118,120 1,400,320	1,600,000 754,077 2,354,077	1,620,000 717,693 2,337,693	1,500,000 782,995 2,282,995	
貸付金 (小計)	3,250,068 — — 3,250,068	2,373,480 — — 2,373,480	2,813,793 — 297,816 3,111,609	1,715,007 18,419 210,495 1,943,921	
金地銀有 地営補正計	7,626,551 2,126 141,500 — 12,420,567	8,789,175 34,527 160,533 — 13,711,794	3,656,385 53,342 162,233 — 9,321,263	4,413,611 126,314 861,887 ²⁾ 45,746 9,674,473	
資 産					
課 目	明 治 8. 下	明 治 9. 上	明 治 9. 下		
政 府 へ 貸	2,408,453	2,792,446	1,346,757		
人 民 へ 貸	1,419,531 — 44,925 248,799 — 74,708 89,609 —	1,337,613 130,550 62,028 292,658 — 33,199 — —	2,363,508 6,252 250,293 118,201 1,110 — — 170,400		
小 計	1,877,572	1,856,048	2,909,764		
金地銀有 地銀補正計	2,847,194 172,596 1,011,887 6,967 32,449	2,294,268 75,135 158,387 45,268 30,418	1,044,471 71,146 145,387 — 61,934		
合 計	8,357,119	7,251,969	5,579,464		

『第一銀行史』巻末半季實際報告表より計算。なお、原本が円未満切捨のため、円単位で些少の不合が生
 1) 4) 5) の各預金の内訳は別表で算出したのでここでは省略した。2) 銀行所有物 702, 687 をふ
 勘定等をふくむ。

期にはいるとそれは減少しはじめ同年末には四六万円、八年上期には一九万円となつてしまつた。このように銀行券の發行が困難になつてきた原因はだいたいつぎのようになつたところにあると思われる。そもそも国立銀行を設立し、これに兌換銀行券を發行せしめようとする方針は、銀行制度を整備しようとする目的のほかに、不換紙幣増発の弊害をふせぎ健全な通貨制度を樹立しようとする企図にも基因してしたのであつた。ところが国立銀行が設立されたのも、財政上の理由から政府紙幣の増発は緩慢ながら続いており、六年には七百万円の増発がなされ、紙幣価値はいぜん動揺してゐた。また同じく六年頃から世界的に銀価下落がおこり、そのため実質上金銀複本位をとつてゐた日本から金流出がおこり、しかも貿易は明治元年以降一〇年まで、元年と九年とをのぞき輸入超過であつたので、これもまた金流出を促進した。このような条件のもとにあつては金貨兌換の義務をおう国立銀行券の發行が困難となるのは當然のことであつた。⁽¹⁾それは發行されるや否やすぐさま兌換請求をうけることとなり、そのため、第一国立銀行のみならず、他の三つの国立銀行も銀行券の發行が困難となり、のちにみるようにその打開策を政府に請願するにいたるのである。というのは、この兌換券發行の困難は国立銀行の營業資金を涸渇させる重要な原因となつたからである。

(1) この間の事情を『青淵回顧録』は「明治七年に入つては政府の不換紙幣濫発の流毒漸く市場に現われ、輸入増進につれて正貨流出甚しく、八年の六月には政府紙幣は金貨一千元につき一七、八円の打歩を生ずるに到つた、国立銀行は其の為に銀行紙幣を發行すれば、従つて取付に會ひ、横浜第二国立銀行の如きはトウトウ一枚の紙幣すら發行する事が出来なかつた」(三九〇頁)とつたてゐる。

もっとも第一国立銀行についてみると、第4表に明らかなように同行の資金の中核をなすものは、実は預金であつた。すなわち初年度たる六年下期においては、それは總資金の約七四%をしめており、その後も七年下期の六六%、八年下期の五三%というようにその比重はつねにいちじるしく高くなつてゐる。

(2) 第4表では資金をいちおう資本金・積立金・預金・發行紙幣の四者にした。もちろん、このほかに「借金」(それは第3表によれば

第4表 資金構成

年 度	資本金	積立金	預 金	発行紙幣	合 計
明治6年12月末	2,440,800 (19.0%)	0 (0%)	9,113,860 (74.0%)	753,195 (7.0%)	12,307,855 (100%)
明治7年6月 "	2,500,000 (18.5%)	11,271 (0.1%)	9,982,010 (73.9%)	1,002,977 (7.5%)	13,496,258 (100%)
明治7年12月 "	2,500,000 (28.0%)	27,028 (0.3%)	5,949,673 (66.6%)	460,796 (5.1%)	8,937,497 (100%)
明治8年6月 "	2,500,000 (30.8%)	39,036 (0.5%)	5,400,937 (66.5%)	190,694 (2.2%)	8,130,667 (100%)
明治8年12月 "	2,500,000 (35.3%)	49,497 (0.7%)	3,756,342 (53.0%)	779,279 (11.0%)	7,085,118 (100%)
明治9年6月 "	1,500,000 (27.5%)	63,477 (1.1%)	3,371,586 (57.9%)	883,634 (13.5%)	5,818,697 (100%)
明治9年12月 "	1,500,000 (30.9%)	75,036 (1.5%)	2,075,685 (42.8%)	1,197,087 (24.6%)	4,847,808 (100%)

に官公関係の預金と思われるものを取りだして整備してみると第5表小計Aに明らかなように、設立当初においては六二六万円で総預金の約七割、また七年上期では七六八万円で約七割七分をしめている。そして、同表小計Bの預金のなかにも官公預金がかなり含まれているものと思われるから、設立早々の同行の預金は大部分官公預金によってし

八年上半季には一三二万円の巨額にのぼっている。おそらく紙幣発行の困難を緩和するためにはうけた貸下げ金がこの勘定にはいつているものと思われるが明確な記述はみつかからない)や「拝借金」「紙幣代御下金」「仕払銀行手形」もこれに算入すべきであるかもしれないが、単純化するためにこれを除外した。また八年下、九年上の「発行紙幣高」はもちろん「内紙幣有高」をさしひいたものであるが、それがそのまま流通していたわけではなく、その多くの部分が政府にたいして抵当として提出され、そのかわりに政府紙幣の貸し下げをうけていた(『明治財政史』第一三卷四二三―四頁ならびにシャンドの検査報告書(『第一銀行史』上巻所収)二一七頁参照)とみていいと思われる。しかし当該の時期におけるそれぞれの数字が私にははつきりつかみえなかったもので、とりあえず単純に集計して第4表を作成した。したがって第4表では銀行券の比重がそれだけ高くなりすぎているわけである。

そこで預金の総額およびその構成をみれば第5表のごとくである。この表によれば、この銀行の草創期における預金総額は九百万―一千万円に近い巨額にたっていたが、その後漸次減少して、九年には二百―三百万円へと三分の一になってしまったことがわかる。つぎに、預金の官公・民間別構成をみると官公預金のしめる比率は正確には八年下期以降にならないとわからない(それ以前の考課状にはその区別がない)。しかし完全

(明 6—9)

当座預金	振出手形	手 形 類	約定預金	別段預金	小 計 B	総 計
62,177	—	236,049	—	2,170,500	2,849,363 (31.2)	9,113,859 (100)
479,684	—	270,259	—	1,136,768	2,301,989 (23.1)	9,982,010 (100)
741,302	91,481	—	—	1,778,592	3,095,214 (52.0)	5,949,673 (100)
967,161	162,858	—	3,100	19,766	1,602,345 (29.7)	5,400,937 (100)
2.2	—	8.1	—	76.2	100.0	
20.8	—	11.7	—	49.4	100.0	
24.0	2.9	—	—	57.6	100.0	
60.3	10.2	—	0.2	1.2	100.0	
民 間 預 金						
当座預金	振出手形	約定預金	別段預金	貯蔵預金	小 計	総 計
208,923	264,184	180,000	50,943	116,702	1,148,729 (30.5)	3,756,342 (100.0)
391,693	696,489	1,306	28,115	—	1,780,742 (52.7)	3,371,586 (100.0)
390,899	429,132	3,032	22,035	—	1,658,819 (79.8)	2,075,685 (100.0)
18.2	23.0	15.7	4.4	10.2	100.0	
22.0	39.1	0.1	1.6		100.0	
23.6	25.9	0.2	1.3		100.0	

められていたものと考えて大過なさそうである。(3)

(3) たとえば八年三月におこなわれたアラン・シャン
 下の検査報告書によれば、八年二月の同行の当座預金は
 約四五十万円、その口数は五九口であるが、そのうち三九
 口は「政府官員及ヒ票ノ属スルモノ」であり、別段預金
 は三万四千円であるがその大部分は、「大蔵省ヨリ銀貨ノ
 拝借高」である。なお別段預金については「仮令ハ滞貨
 又ハ期限過貸付ノ抵当ニ取リタル公債証書利息、地代、
 家賃其他銀行ニ取押ヘタルモノナドヲ總称スルモノナ
 リ」(『銀行雑誌』第一号所載「銀行熟語解」(『日本金融
 史資料』第六卷所収「八頁」)とか、「銀行ヨリ其取引先ヘ
 渡スヘキ金円ノ未タ決算ノ了セサルカ為メ姑ク之ヲ預リ
 又ハ貸付金の抵当タル公債証書ノ利子ヲ受取リ其返済期
 限迄之ヲ預リ置ク等ノ類ナリ」(『銀行課報告』第一次一
 ○九頁)とか規定されているが、これは大蔵省のいわば
 公式の規定であろう。しかしのちにもみるように、各銀
 行によってその理解がまちまちであり、行員の身許保
 証金の積立をこの別段預金で処理している場合(第四国
 立銀行)もあるし、また役員からの無利息の借入金をも
 この勘定で処理している場合もある(第三十七国立銀行)。
 要するに定期・当座等の預金勘定で処理しえないような
 特別な金をこの項目で処理したのである。第一国立銀
 行の場合、設立当初の別段預金は第五表で明らかよう

第一章 第一国立銀行

第5表 預 金

年 度	御 備 用 金 準 備 預 金	御 手 形 用 金 形 預 金	御 振 出 手 形 振 出 手 形	官省札及損 札 引 替 元	小計 A	定期預金
明治6年下	5,172,229	1,092,267	—	—	6,264,496 (68.8)	380,637
7 上	4,215,806	3,464,215	—	—	7,680,021 (76.9)	415,278
7 下	1,991,982	—	834,152	28,325	2,854,459 (48.0)	483,839
8 上	1,877,569	—	1,672,698	248,325	3,798,592 (70.3)	449,460
同 上 比						
6 下	82.6	17.4	—	—	100.0	13.3
7 上	54.9	45.1	—	—	100.0	18.4
7 下	69.7	—	28.5	0.9	100.0	15.6
8 上	49.5	—	44.0	6.5	100.0	28.0
官 公 預 金						
	御用預金	御用振出形	御用当座金	御用約定金	小 計	定期預金
明治 8 下	1,162,788	138,265	1,292,340	14,220	2,607,613 (69.5)	327,977
9 上	938,063	199,676	427,753	25,352	1,590,844 (47.3)	663,139
9 下	—	239,710	135,262	41,894	416,866 (20.2)	813,721
同 上 比						
8 下	44.6	5.3	50.0	0.1	100	28.5
9 上	58.9	12.5	26.9	1.7	100	37.2
9 下	—	57.5	32.4	10.1	100	49.1

に二百万円前後の巨額にたつる場合もあるが、右にみたシャンドの報告から考えて、このなかには相当の官公金がふくまれていたことであろう。

さてこのように草創期の同行の預金が大部分官公預金からなっていた、ということは、ひとつには同行設立にあたり政府がこれを保護するために官公金の取扱を同行にやらせたためであろう。(4) また一般の預金をなかなか吸収しえなかったこともその消極的な原因となっていたのであろう。(5) それはさておき同行の預金は七年下期から突然大幅な減少をしめし、その後九年下期にいたるまで一路減少をたどっている。この減少は第5表を一見して明らかのように官公預金の減少にもとづくものであり、民間預金は八年下期から増大に転じたのであるが、それは預金総額にたいする比重が小さいため預金総額の減少をくいとめるまでにはいたっていないのである。

(4) さきにふれたように同行設立以前の五年八月に従来(6)の爲替方が廃止され「三井・小野組合銀行」が大蔵省爲

換御用を申付けられている。これは三井組にたいする牽制を意味するとともに同行にたいする保護を意味していた。

(5) 資本制生産がまだ緒につかない當時にあつては、ほんらい銀行預金の源泉となるべき遊休資金もまだ存在しないから、預金の収集が困難であるのは当然であるが、旧来の富商もまた同行を嫌ってその資金をなかなか同行に預けられなかつた模様である。『第一銀行史』上は「總監役洪沢栄一は取締役、支配人等を督して主なる商人等に取引の開始を勧誘するところがあつたが、旧来の問屋商人等は銀行に関する知識もとぼしく、且つその成行を危ぶものが多く預金者を増加することは困難であつた」(一二二頁)と述べている。

(6) 第一国立銀行が設立当初に扱つた当座預金は一口百円以上、無利息とされていたが、「金高三万円以上ニ及ハハ其約束ニヨリテ相応ノ利足ヲ附ス」(第一回考課状)とされ、定期預金は「其ノ期限ノ約束ニヨリ相当ノ利足ヲ附シ」(同上)となつてゐた。七年五月から当座預金には「半季一万円以上の分には日歩一万五千分一(一カ年百円ニ付二円四十銭)」をつける制を定め定期預金も期間は従来六カ月以上であつたのを一カ月以上とし、期間の長短にしたがつて利息を附けることとした。すなわち、満一カ月間迄なれば利足一日に付預金元高の一萬五千分一(一カ年百円に付二円四十銭)、満一カ月以上、二カ月間迄なれば一日に付一万二千分の一(一カ年百円に付三円)……満六カ月以上一カ年迄なれば一日に付五千分の一(一カ年百円に付七円二十銭)一年以上の定期預金については相談の上約束する(『第一銀行史』上二八三四頁)こととなつた。そして「新聞紙ヲ以テ広告候処、預金追々増加イタシ候」(第二回考課状)とある。なお七年一二月には当座預金取扱規則を改正して得意先の利便をはかるなどの処置をとり、この頃より前述のようにしだいに民間預金の額は増大してくるのである。なお設立当初の預金利率は當時の利子率にくらべてかなり低い。シャンドの検査報告書は八年頃の一年の定期預金の利率は平均六半であり、「此ノ割合(預金利率の意——引用者)ハ銀行ニ利益アリ何者銀行ヨリ貸出ストキハ年々一割二朱ノ利ヲ得ベケレバナリ」(前掲二一八頁)と述べている。

右にみた官公預金の減少はいうまでもなく明治政府の官金出納事務取扱にかんする方針の変更にもとづくものであつた。この問題については、ここではちいさなことができないが、要するに小野・島田両組の破産により巨額の損失をうけた政府は八年一〇月以降官金出納を直轄しようとし、その機構を整備しはじめたのである。⁽⁷⁾この状態に直面し、巨額の官公預金を擁していた第一国立銀行の頭取洪沢は、この方針の銀行經理におよぼす影響の多大なることを察知して九年三月紙幣頭得能良介に書翰を送り、官金取扱方法の改正を急激におこなわないう熱望した。⁽⁸⁾これにたいし

得能はこの要請をいれて種々の緩和措置をとったが、その基本方針はかわることなく同行は九年六月末をもって大蔵省官金取扱の特権を失った。もっとも、それは同行の取扱った官金のすべてではなく、このほか内務省、駅逦寮その他多くの官庁の官金出納事務はそのまま取扱を続けたのであったが、それらは金額からみれば、大蔵省官金のそれとは比較にならず、預金は前記のように減少の一途をたどることとなったのである。⁽⁹⁾

(7) 詳細については遠藤湘吉「財政制度」(『日本近代法発達史』第四卷所収)第一章第二節をみよ。

(8) この書翰ならびにこの書翰をめぐるいきさつや第一国立銀行の官金取扱の詳細については『得能良介君伝』第三編第八章、『明治財政史』第一三卷四五四―四六三頁、『第一銀行史』上、二二五―二四四頁をみよ。

(9) なお預金の減少の原因には、このほか小野組の破産をもあげることができる。『第一銀行史』上は「小野組の破産以後政府が官金の預託を警戒した」(二四四頁)としているし、またシャンドの検査報告書は七年の下期から八年の上期にかけての定期預金につき「夫ノ小野島田ノ破産ヨリ銀行ノ信用大ニ衝撞ヲ受ケ預金ノ高大ニ減スルノ勢アリ」(前掲二一八頁)としている。

さきにみたようにこの間銀行券の発行は困難となっており、またつぎにみるように小野組破産の悪影響があり、加えてこのような預金の大幅な減少が生じたのであるから、ここに運用資金の逼迫から第一国立銀行は重大な危局にたたされることとなった。だがその打開については節をあらためてみることにし、つぎに右にみたような資金がどのように運用されていたかを考察することとしよう。まず第3表にもどって資産の項をみると、設立当初にあつては、その運用のおもなものは公債買入と貸付にあつたことがわかる。公債所有額は六年下期には一四〇万円程度であつたが、その後はだいたい二〇〇万円をこえ九年以上期には約二八〇万円にたつたが下期には資金の減少に対応して一三〇万円ほどに減少している。⁽¹⁰⁾その額は六・七年までは貸付金額を下廻っていたが八年以上期・九年以上期はそれを上廻っている。このようにかなりの金額が公債買入にむけられたのは、第一には、国立銀行条例によって資本金の六割の公

第6表 貸出の構成と比率

〔構成〕

	貸付金			府内(当所) 割引手形	当座 貸	預金 越	期限 貸	過 金	為替貸	合計
	並	貸	商業元 計							
明治6年下	3,250,068		3,250,068							3,250,068
7上	2,373,480		2,373,480							2,373,480
7下	2,813,793	297,816	3,111,609							3,111,609
8上	1,733,426	210,495	1,943,921							1,943,921
8下	1,419,531					44,925	248,799	89,609		1,802,864
9上	1,337,613			130,550	62,028	292,658				1,822,849
9下	2,363,508			6,252	250,293	118,201				2,738,254

〔比率〕

	貸付金			府内(当所) 割引手形	当座 貸	預金 越	期限 貸	過 金	為替貸	合計
	並	貸	商業元 計							
明治6年下	100	—	100							100
7上	100	—	100							100
7下	90.4	9.5	100							100
8上	89.1	10.8	100							100
8下	78.1				2.4		13.8	4.9		100
9上	73.3			7.1	3.4		16.0			100
9下	86.3			0.2	9.1		4.3			100

債を銀行券発行の抵当として購入せざるをえなかったこと、第二に同行のように巨額の官公金出納事務を担当すると、その抵当として多額の公債を必要としたことなどにもとづくものと思われる。

(10) 第3表の八年以降の資産の「政府へ貸」はだいたいその全部が公債とみてよい。

つぎに貸付金についてみると第6表のように六・七年までは、二百万—三百万円といった巨額にのぼっている。その内訳は大部分が並貸である。⁽¹¹⁾ 後年渋沢は第一国立銀行の草創期においては得意先を得ることが頗る困難であり、旧富商たちは同行と取引を行うことをさけたと、語っているが、⁽¹²⁾ 貸付金額は前記のように巨額にのぼっている。これは一見すると得意さきもないのに、どうしてこれだけの金を貸したのであろうかと奇異の感をあたえるのであるが、実はこれらの貸付はほとんどが出資者たる三井と小野、もしくはその関係者にたいする貸付であったのである。⁽¹³⁾ しかもそれは放

慢な貸付であつた。シャンドの検査報告書はその間の消息をつぎのようにつたえている。

(六カ)

「明治二年八月一日、一百三十四万二千四百四拾円ノ資本金(資本金二四四〇、八〇〇円中七月末までに払込まれた金額を指す……引用者)ヲ以テ其商業ヲ始メタリ。然レトモ真ノ金額ヲ示スモノニアラス。七月一日、則チ開業前ニ小野・三井ノ兩組、銀行ヨリ貳拾四万貳千円ノ金高ヲ借りタリ。而シテ銀行開業ノ時ニ至ルモ小野ハ此高ヲ返済セズ(三井モ恐ラクハ返済セサリシナラシ)。故ニ銀行開業ノ時其実績ハ唯々八拾五万八千四百四拾円ナリ。此金ニハ一ノ抵当ヲ与フル事ナシ。且ツ払済ミ資本金ノ十分ノ一ニ越ユルヲ見レハ条例ノ規則ヲ奉セザル、既ニ其開業以前ニ在ルヲ知ルヘシ。此時ヨリ破産ニ至ルマデ小野組ハ常ニ銀行ノ借主ニテ皆ナ無抵当ナリ。其借金ノ金高ニ或ハ皆済ノ事アリト雖モ、一二日ノ内チ再ヒ之ヲ借受ルヲ以テ常トナス。遂ニ七拾壹万五千元ノ大額ヲ無抵当ニテ銀行ヨリ借り出セリ。而シテ三井組ニ於テ是ニ抗論スルモノ一人ノアルナシ。是ヲ以テ之ヲ考フルニ小野ハ常ニ銀行ノ金ヲ自由ニ出入シタルガ如シ。三井ノ取締役是ニ抗セザルハ如何ナル故ゾ。蓋シ三井組モ亦々(隨ナル抵当ヲ出スト雖モ)数々銀行ヨリ借出スノ事情アルヲ以テ厳シク抗論スル能ハサリシナラン……(『第一銀行史』上 二二三頁)

また三井組との関係については、さきに引用した七年十二月の渋沢の第一国立銀行の改革案は「銀行ト三井組トノ取引ヲ一般ノ方法ニ改ムル事」として、三井組は「従前ノ取扱ハ大株高ヲ有スル株主ナルニ其特例ヲ与ヘ貸金モ無抵当ニシテ且ツ利息(預金利息の事——引用者)ヲ増シ(一般ハ年式分四厘、三井組ハ年三步六厘)且ツ其振出手形モ正金トシテ之ヲ受取り五日乃至十日ハ取付ヲ猶予シタレトモ今之ヲ改革スルニハ其貸出ハ都テ抵当ヲ要シ預リ金利息ハ一般ノ振合ニシテ振出シ手形ハ即日又ハ翌日ハ必ス之ヲ取付レハ全ク此改正ヲ得ヘシ」(『明治財政史』第一三卷四三〇—一頁)と述べている。これらの資料を徴してみても明らかなように設立当初の第一国立銀行の貸付は三井・小野兩組の恣意のもとに乱脈をきわめており、流石の渋沢もそれを制御しえなかつた模様である。しかしこうした乱脈はやがてはその危機を招く原因となつた。七年十一月小野・島田兩組が破産するや、それは同行をも危機におとし入れたのである。同行の小野組への貸付は当時、前記シャンドの報告にみえる七一万五千元のほか数多くあり、小野組番頭古河にたいする貸

付四三万四千円その他をあわせて一三一万三千円にたつていた。したがってこれらの貸付が未回収に終らんか、同行の營業は最悪の事態におちいる運命にあった。しかし渋沢はかねてから井上馨から小野組の内状を聞かされていたので、いち早く善後策に着手し、一方では信用貸のものについては抵当の差出しをせま⁽¹⁴⁾ってその整理をすすめ、他方では政府と緊密な連絡をとってその援助をうけつつこの危機を打開したのであった。

(11) 並貨というのは、前掲『銀行熟語解』によれば「通常ノ貸金ニシテ割引保証貸等ニ対シタル詞ナリ」(八頁)となっている。なお七年下期には約三〇万円の「商業元」という項目があるが、これは如何なる内容の貸付であるか、私にはわからない。「諸買入元金」という項目については「公債証書、地金銀、其他銀行營業上要用ノ物品購求ノ為メ之ヲ仕払ヒ未ダ其現品ヲ受取ラサル際ノ勘定ニ係ル。然ルニ其金高漸ク巨額ニ及ヒタルヲ見レハ或ハ該勘定ノ名ヲ仮テ之ヲ他ニ流用スルノ弊ヲ万一ニ生セシノ恐ナキ能ハス」(銀行課報告)第一次 九四頁)とあるが、これに類するものであろうか。

(12) 詳細は「渋沢男爵実業講演」冲所収「関係諸事業重役辞任告別の辞」及び「実業界勇退と渡米の決定」をみよ。なお同じ談話に明治六年設立の王子製紙株式会社をはじめ各種の新事業を發起したり指導したり援助したりするようになった動機の一つは、第一国立銀行のために新しい得意先を殖やすことにもあった、と語っているが、この点は日本の産業企業家と銀行家との関係をしめすものとして注目すべきであらう。

(13) 渋沢はその回顧談のひとつに「誠に第一銀行の経営当時のことを調べて見ますと、大抵三井と小野が出金して三井と小野が其の金を借りて悪く言へば『鼯ごっこ』見た様な商売をして……」と語っている。(『第一銀行史』上、一七五頁)

(14) 渋沢が如何にしてその整理をおこないこの危機をきりぬけたかについては、『第一銀行史』上一九〇頁以下及び『明治財政史』第一三卷四二五頁以下をみよ。要するに回収不能のぶんについては抵当としてとりいれた株を減資して総株高を一五〇万としたり、あるいはその他の抵当物件を売却したりして、それでもなおのこった滞貸については政府から援助をうけたのであるが、その結果同行の損金は一万九千円余にとどまった。

さて渋沢はこの危機を打開するにさいし同行の改革にのりだした。その大綱はさきに引用した彼の得能良介に提出した改革案に明らかであるが、そこで彼は減資を実行すること、当該の七年下期の純益金の中から抵当(貸倒準備金)

意か——引用者)として七万円を引去ることなどいふば、応急措置とならべて、さきにふれたように三井組との取引に従来特例があつたのをやめて一般の方法にあらためること、また貸金の方法については、「通常ノ貸金抵当ハ新旧秩禄公債証書、洋銀、又ハ金銀地金類ノミトシ、其利息ハ年九分ヨリ一割貳分迄ニ相減ジ、且ツ其金高モ一人ノ取引高多クトモ拾五万円迄ト制限シ……米穀、木綿、精銅、生糸ノ四品ハ」重要な商品で取引も多いから、「銀行ノ融通宜シキ時ハ六箇月ヲ超エサル定期ニテ時価ノ十分ノ六ヲ目途トシテ」貸付を行えば「商業ノ便ヲ助クベシ」として、その改革の具体的方針をしめし、さらに銀行の役員については、「有名無実ノ弊ヲ去リ、其選ヲ受クル者ハ必ス其責ヲ有シ且毎日精勵スル様ニスベシ」との意見を上申している。⁽¹⁵⁾この意見のなかで三井組の取引方法を改正する、との項はもちろんのこと、貸付にさいして抵当を確実にしその金額を制限すること、役員につき有名無実の弊をさくることなどはいずれも三井組を当面の対象としてそれを制肘することに目標がおかれたものと思われる。すでにみたように草創期における第一国立銀行は、いわばその最大の出資者であつた小野・三井両組によつて濫用されていたのであり、いま小野組が自ら破産することによつて脱落してしまつたとしても、なお三井組がその後も旧来のように恣意的に同行を利用すれば、同行の健全な発達にはや望みうべくもない——渋沢はこの改革案を起草するにさいし斯く考慮したのではなからうか。⁽¹⁶⁾

(15) 改革案はこのほか「銀行支店ヲ減少スルコト」「大藏省御預リ金取扱規則更正ヲ乞フ事」「定期当産預リ金ノ定度ヲ立ル事」「発行紙幣ノ準備金制限ヲ減少スルコト」などをも提案している。詳細については『明治財政史』第一三卷 四二六―四三四頁、『第一銀行史』上 一九五―二〇二頁をみよ。

(16) 渋沢は政府の力を背後にしてこの三井の制肘を行おうとしているようである。たとえば、三井との取引方法改正については、それを実施すれば「三井組ニ於テハ条理上之ニ面従スルモ實際ニ於テハ必ス不満ノ念ヲ起シ銀行ト拮抗スルノ弊ナキヲ保ツヘカラス故ニ今日ヨリ其約束ヲ厳正ニシ且ツ向來ノ監督ヲ紙幣寮ニ仰クヘシ」とした役員の件については「此選薦ハ株主ノ公選ニ出ルコト勿論ナレ

トモ紙幣寮ニ於テ予メ注擬セサレハ決シテ難カルヘシ」としている。（『明治財政史』第三卷、四三一・四三二―三三）

ところで第一国立銀行としては三井にたいする放漫な貸付を制限しようとするならば、ここに新たに健全な貸付の道を開拓しなければならない。前記の米穀、木綿、精銅、生糸を抵当とする短期貸付はまさにそのための道であつた。米穀、生糸にたいする荷為替金融が軌道にのるのは九年の条例改正以後のことであるが、生糸にたいするそれは八年下期―九年上期にすでに開始されている。たとえば九年上期の「半季實際考課状」は

「上州産生糸ノ儀ハ輸出品中ノ最良タル処、元來其地方ニ富商無之ヨリ動モスレハ其資本欠乏シ売買渋滞ノ患コレアリ。甚シキハ其荷物ヲ以テ外國人ヘ典シ借用金致シ追テ相場ノ都合ニ因リ仕切相立候コトモ有之詰リ御國損ノ至ニ付昨年ヨリ右生糸荷為替ノ方法相試ミタルニ地方ノ便益幾層ヲ増シ糸商人ハ拳テ相依頼シテ當銀行ニ於テモ營業ノ都合ト相成候依テ本年モ昨年ノ例ニ因リ取扱可申ス……」とあり、さらに地域も上州からさらにすすんで岩代・福島に手をひろげようとして「紙幣寮へ上申……御允許相成申候」

と述べている。しかし新規の貸付がそれほど急速に伸張するわけではない。いま第6表にたちもどつて貸出の状況をみると、小野組の破産を契機に八年以降それが急速に減少していることがわかる。もつとも貸出の減少はいうまでもなく、たんに従來の不良貸付の整理、新規貸付にさいし慎重な態度でのぞいたことなどにもとづくばかりでなく、根本的には前述したような營業資金の涸渇にもとづいてるのであるが、それにしても七年下期から八年上期にかけての貸出の減少には、はげしいものがあつた。なお八年下期以降になると貸出の項目が詳しくなつてくるが、第5表によれば、その圧倒的部分をしめるものは、貸付金であり、割引手形にせよ、当座貸越にしても、まだ微々たるものであつた。

第7表 純益金処分表

年	純 益 金	別段積立金	割 賦 金	配 当 率	後 半 期 高
明治				1株につき (100円)	
6下	93,551	11,271	54,918	2.25	27,362
7上	158,150	15,756	108,611	" 4.37	33,783
7下	135,852	12,008	102,252	" 4.09	21,592
8上	108,413	10,460	75,420	" 4.19	22,533
8下	138,564	13,979	103,500	" 5.75	21,085
9上	113,515	11,559	86,250	" 5.75	15,706
9下	152,429	24,963	105,000	" 7	22,466

『第一銀行史』巻末より。

さて渋沢栄一は前述したように小野組の破産を契機に第一国立銀行の改革にのりだし、八年八月には頭取に就任してその努力を続けたが、なお同行の前途には樂觀を許さないものがあつた。というのは前述したように、銀行券発行の困難、官公預金の減少などによって営業資金が減少をつづけ、涸渇にひんして来たからである(第4表参照)。なお銀行券発行の問題はひとり同行にかんする問題ではなく、国立銀行全体にかかる問題であり、この問題が解決せざる限り国立銀行の営業は行詰らざるをえない状況にあつた。そこで渋沢は率先して国立銀行条例の改正を政府にせまることとなるのであるが、この問題ならびに条例改正以降の同行の状況については節をあらためてみることにしよう。

なお最後にこの時期の同行の営業実績を一瞥しておこう。その配当率は第7表のごとく、設立年度の六年下期をのぞくと、七年上期から八年下期にかけて半期で四〇程度である。小野組破産の影響をうけた七年下期でも四・〇九%であつた。同行はのちにみるように、一一年下期―一四年上期までは半期八%、一四年下期―二〇年下期にいたるまでは半期九%の配当率をたもっており、それにくらべれば、この時期の配当率はなかり低いものといつていい。しかしここで第3表にたちもどつてみると、草創期のうちは資金総額のなかでいわば運用されていない部分である金銀有高の比重がかなり高くなつており、また七年には不良貸のため損金が生じているのに拘らず、一年八分以上の配当をしているのは、かなりの成績をしめたものといつていいであらう。その原因については、なお検討を要するとはいへ、さきに引用したシャンドの報告書が指摘しているように当時預金利息が安く資金コストが低かつ

たこともそのひとつをなすものといえよう。

三 国立銀行条例改正以降、明治一〇年代の第一国立銀行

1 国立銀行条例の改正とインフレーション

すでにみたように国立銀行の発展の障害となったものは、兌換券発行の困難にもとづく営業資金の不足であつた。これが打開のためには、国立銀行の立場としては是非とも、正貨兌換の制度の廃止を要請せざるをえなかつた。かくて明治八年三月、四国立銀行は連署して条例改正を請願するにいたつた。政府はこの請願を容れるとなれば、健全通貨制度を樹立する方針を一擲することとなるので、はじめは、銀行紙幣を抵当として紙幣を貸出す方法をこうずるなど姑息な手段をもって当面を糊塗していたが、その後華士族の秩禄処分のため一億七千四百万円の公債を発行することとなり、この公債の価格の維持の必要もあつて、ここに国立銀行の請願をいれて金貨兌換の制度を廃して銀行経営が發展しうるような条件をととのえ、さらにこの公債をもって銀行資本たらしめようとする方策をとるにいたつた。⁽¹⁾

こうして明治九年八月、政府は国立銀行条例の改正をおこなつたが、その要点は(1)銀行紙幣金貨兌換をとりやめ、(2)資本金の八割を公債証書をもって供託し、同額の銀行紙幣を発行し、二割を政府紙幣をもって引換準備とすることとなつた。したがっていまや国立銀行は金準備なしに資本金の八割(従前は六割)までの銀行券を発行しうることとなつたのである。この改正によって国立銀行をつうじて兌換制度を確立しようとする政策はいちおう後景にしりぞき、数多の銀行を創立し、不換銀行券であれ、とにかく多額の通貨を供給し、それによって殖産興業を促進しようとするいわば通貨膨脹政策が前面にあらわれることとなつたのである。

(1) 国立銀行条例改正のいきさつ、ならびにその内容の詳細については『明治財政史』一三卷 一〇四頁以下、加藤俊彦『本邦銀行史論』二七―三〇頁をみよ。

さて国立銀行条例の改正後間もなく西南戦争がおこり、それを契機に、周知のようにインフレーションが起つてきた。このインフレーションは一四年にいたるまで進行したが、同年以降松方正義が紙幣整理を強行するにおよんで終息し、その後は景気は沈滞をつづけたが、やがて一九年にいたって企業勃興期をむかえることとなった。この景気昂揚は二二年まで継続したが二三年にいたって恐慌となったのである。⁽²⁾それはさておき、この国立銀行条例の改正以後のインフレーションの過程では、周知のように多数の国立銀行が誕生し、その営業状況も一般に良好であった。第一国立銀行もこの時期をむかえて、従来の窮境を脱し、あらたなる発展を開始することとなった。そこでつぎに明治一〇年代の同行の発展状況を考察することによって、その性格を検討してみよう。

(2) これらの過程についての考察はここではたちいることができない。その詳細については、大島清『日本恐慌史論』上 第一章および根西・大島・大内・加藤『日本資本主義の成立』II 第三章 第五節をみよ。

2 株式保有状況および株主構成

さきにみたように創立当初における株式は、その圧倒的大部分が三井・小野両組の関係者によって所有されていたが、その後小野組の破産によって八年以降は小野組関係者は株主から脱落してしまった。しかし株式所有の分散はみられず依然として少数の大株主が株式総額の大部分を所有するといった状況が続いていた。さて一〇年代になって、このような状況に変化が生じたであろうか。いまこの点を検討するために第8・9表をみると、基本的にはまず変化が

第8表 株式保有状況表 (明治10~23年)

年次	明治10年下		明治13年下		明治14年下		明治17年下		明治19年下		明治23年下	
	株主数	株数	株主数	株数	株主数	株数	株主数	株数	株主数	株数	株主数	株数
5000以上	1 (0.5)	7,000 (46.7)	1 (0.3)	5,000 (33.3)	1 (0.3)	5,000 (33.3)	1 (0.3)	5,000 (33.3)	1 (0.3)	5,000 (33.3)	2 (0.4)	20,187 (44.9)
2000 ~ 5000	1 (0.5)	2,218 (14.8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0.3)	2,352 (15.7)	1 (0.2)	3,000 (6.7)
1000 ~ 2000	1 (0.5)	1,000 (6.7)	2 (0.6)	2,870 (19.1)	2 (0.6)	2,928 (19.5)	2 (0.6)	2,998 (20.0)	1 (0.3)	1,000 (6.7)	4 (0.8)	5,362 (11.9)
500 ~ 1000	2 (0.9)	1,036 (6.9)	3 (1.0)	1,570 (10.4)	3 (0.9)	1,570 (10.5)	2 (0.6)	1,102 (7.3)	3 (0.9)	1,762 (11.7)	2 (0.4)	1,500 (3.3)
300 ~ 500	1 (0.5)	487 (3.2)	2 (0.6)	867 (5.8)	2 (0.6)	867 (5.8)	3 (0.9)	1,229 (8.2)	0 (0)	0 (0)	9 (1.8)	2,775 (6.2)
100 ~ 300	8 (3.6)	870 (5.8)	11 (3.4)	1,334 (8.9)	11 (3.4)	1,316 (8.8)	10 (3.1)	1,293 (8.6)	12 (3.7)	1,557 (10.4)	26 (5.2)	4,130 (9.2)
50 ~ 100	14 (6.4)	917 (6.1)	19 (5.9)	1,166 (7.8)	17 (5.3)	1,045 (7.0)	17 (5.3)	1,054 (7.0)	13 (4.0)	810 (5.4)	44 (8.8)	2,973 (6.6)
10 ~ 50	57 (25.9)	1,074 (7.2)	91 (28.4)	1,614 (10.8)	91 (28.2)	1,689 (11.2)	90 (28.1)	1,733 (11.5)	93 (28.6)	1,895 (12.6)	189 (37.6)	4,000 (8.9)
10以下	135 (61.4)	398 (2.6)	191 (59.7)	579 (3.9)	196 (60.7)	585 (3.9)	195 (60.9)	591 (3.9)	201 (61.8)	624 (4.2)	226 (44.9)	1,073 (2.4)
合計	220 (100)	15,000 (100)	320 (100)	15,000 (100)	323 (100)	15,000 (100)	320 (100)	15,000 (100)	325 (100)	15,000 (100)	503 (100)	45,000 (100)

明治 23 年下期増資 株数 45,000 資本金 2,250,000 (一株 50 円となる)。

ないと考えていいであろう。株式総額は九年上期に一五〇万円(一五〇〇株)に減資して以来一〇年代には変化なく二三年にいたって四万五千株(ただし一株五〇円となつて資本金額二二五万円)となつている(この資本増加の事情については後述)。しかし一〇年代をつうじて株式総数に変化がなかったとはいへ、株主数は一〇年の二二〇人から一一年の三〇四人、一三年の三二〇人、一四年の三二五人へと増加している。ところで九年末における株主数は前掲第1表のように一二二人であつた。したがつて株主数が急速に増加したのは九年から一一年にかけての時期であり、それはまさしく国立銀行条例改正を契機としていたものと考えられる。つぎに如何なる層の株主がこの間増加しているかといへば、数からいへばそれはいうまでも

なく一〇株以下の層であり、それは九年年下期の六九人から一九年年下期の二〇一人へとこの間一三二人を増加している。つぎは一〇～五〇株の所有者でこの間二五人から九三人へと六八人を増加している。しかし相対的な比重を問題にするならば、一〇～五〇株の層がもっとも伸張している。すなわちこの層の株主総数にたいする比重は九年年下期で二〇・五%であったが、一〇年末には二五・九%、一九年末には二八・六%と、この間八・一%を増加している。またその持株数も九年の二・八%から一九年の一二・六%へと九・八%を増加した。これにたいし一〇株以下の所有者は株主総数にたいする比率において五・三%、持株数の比率において二・九%を増加させたにとどまった。なお第七回（九年年下期）、第八回（二〇年年上期）、第九回（二〇年年下期）、第一〇回（二一年年上期）の半季實際考課状の「株式売買譲渡ノ事」をみると、この間株式を売渡すことのもっとも多かったのは渋沢栄一であった。たとえば九年年下期中に彼は一三六株（この期の売買株数二〇一株）を一六人に売り、一〇年年上期には四五九株（同上、四六九株）を五〇人に売り、一〇年年下期には六二一株（同上、一八六株）を九一人に売り、一一年年上期には七六二株（同上、九四八株）を一〇一人に売っている（もちろんこの間買入れもおこなっている）。このように渋沢は一方で同行の株を買入れるとともに他方でこれを売渡しているのであるが、そのさい買入れる場合はかなりまとまった額で買入れるが、売りわたすときは一株、二株、あるいは五株といった小額にわけて売っている場合が多い。『立会略則』をあらわし、株式会社制度の輸入・移植に熱心であった渋沢のことであるから、おそらくは同行の株式をなるべく分散させることを企図して前述のような措置をとったのであろうか、あるいは、株式市場がまだ形成されていない当時において、頭取として株式売買の当事者となり、いわば市場のかわりの役目をつとめたためであらうか、あるいはまた別に理由があったのか、よくわからない。

それはさておき、明治一〇年代には一〇～五〇株所有者、あるいは一〇株以下の小株主の数が増加し、その持株比率も若干増加したのであり、これをみれば株式所有の分散がある程度進行したようにもみえる。しかしながら

(明治 10～23 年)

明治 17 年			明治 19 年			明治 23 年		
氏 名	身分・職	株数	氏 名	身分・職	株数	氏 名	身分・職	株 数
三井高福	平・商	5,000	三井高朗	平・商	5,000	三井高朗 (三井組)	平・商	15,000
渋沢栄一	同・同	1,998	渋沢栄一	同・同	2,352	渋沢栄一	同・同	5,187
三井三郎助	同・雑	1,000	三井三郎助	同・雑	1,000	三井高喜 (三井組)	同・同	3,000
西園寺公成	士	602	西園寺公成	士	722	西園寺公成	士	1,654
深川亮蔵	同	500	西邑虎四郎	平・商	540	西邑虎四郎 (三井銀行)	平・商	1,566
五代友厚	同	487	深川亮蔵	士	500	深川亮蔵	士	1,138
岩崎弥太郎	同	380	三野村利助	平・商	200	渋沢篤二	平・商	1,004
西邑虎四郎	平・商	362	向井一郎兵衛	同・同	200	稲西商社	同・雑	750
三野村利助	同・同	200	今井友五郎	同・雑	182	今井友五郎 (三井銀行)	同・同	750
今井友五郎	同・雑	182	稲西庄兵衛	同・同	150	三井八郎次郎	同・商	350
鈴木善三	同・同	170	鈴木善三	同・同	125	三井源右衛門	同・同	325
蒲義質	士	141	戸田氏共華		100	戸田氏共華		300
戸田氏共華		100	松平茂昭	同	100	松平慶民	同	300
松平茂昭	同	100	村井恒士		100	荻原好一		300
村井恒士		100	三井八郎次郎	平・商	100	三井元之助 (三井組)	平・商	300

第 8・9 表をならべてみると筆頭の株式所有者は三井組の人物であり、その持株は七千～五千株であり、その持株比率も四六・七%～三三・三%である。なお三井組関係者の持株は大雑把にいつて一〇年代をつうじて五割前後となっている。また第 8 表で明らかなように一千株以上の株主三名(三井組関係者二名と渋沢栄一)の持株は一〇年代をつうじて五割以上七割近くをしめており、株式所有は依然として極度の集中をしめしているといわざるをえない。なお渋沢の持株はこの間前述のように多くの売却をおこなったが、他方で買入をおこなったので、だいたい二千株前後であり、持株比率は一四%前後となっている。

ところで主要株主名をみると草創期とは若干こととなった事実があらわれてくる。というのは九年頃よりそこに五代友厚、西園

第一章 第一国立銀行

第9表 主要株主表

明治 10 年			明治 13 年			明治 14 年		
氏 名	身 分	株 数	氏 名	身 分	株 数	氏 名	身 分・職	株 数
三井八郎右衛門	平 民	7,000	三井 高 福	平 民	5,000	三井 高 福	平・商	5,000
渋 沢 栄 一	同	2,218	渋 沢 栄 一	同	1,870	渋 沢 栄 一	同・同	1,928
三井 三郎助	同	1,000	三井 三郎助	同	1,000	三井 三郎助	同・雑	1,000
西園寺 公成	士	536	西園寺 公成	士	570	西園寺 公成	士	570
深 川 亮 蔵	同	500	深 川 亮 蔵	同	500	深 川 亮 蔵	同	500
五 代 友 厚	同	487	三野村 利助	平 民	500	三野村 利助	平・雑	500
永見 伝三郎	平 民	130	五 代 友 厚	士	487	五 代 友 厚	士	487
渋 沢 喜 作	同	120	岩崎 弥太郎	同	380	岩崎 弥太郎	同	380
蒲 義 質	士	118	渋 沢 喜 作	平 民	200	今井 友五郎	平・雑	182
永 田 甚 七	平 民	102	蒲 義 質	士	189	蒲 義 質	士	165
今井 友五郎	同	100	鈴 木 善 三	平 民	126	鈴 木 善 三	平・雑	144
岡田 平太郎	同	100	永見 伝三郎	同	117	渋 沢 喜 作	同・商	125
戸 田 氏 共	華	100	永 田 甚 七	同	102	永見 伝三郎	同・同	100
三野村 利助	平 民	97	岡田 平太郎	同	100	戸 田 氏 共	華	100
松田 勝五郎	同	95	戸 田 氏 共	華	100	松 平 茂 昭	同	100

寺公成、戸田氏共といった士族あるいは華族が登場してくることである。その後も深川亮蔵、蒲義質、松平茂昭、村井恒といった華士族があらわれてくる。それとともに渋沢関係の渋沢喜作、渋沢篤二といった人物があらわれてくる。もっとも大勢からいえば、三井関係の持株が圧倒的といえようが、それとならんでこうした人物があらわれてくることは、一応留意しておく必要があろう。なお前にもふれたように、同行の株主姓名表が株主の族籍を明らかにしているのは、明治一三年上期乃至二〇年上期までの間であるが、それを整理してみると第10表のごとくである（一〇年末の数字は一三年上期の株主姓名表をもとにしての推定^①）。この表によれば一〇年代には株主のなかにはかなりの華士族がいたことがわかる。すなわち一〇年下期には株主総数は二二〇名である

が、そのうち族籍の判明せるもの一八九名をかぞえそのなかで華士族の株主は八〇名にたつし、前者にたいする比率は三六%強、後者にたいする比率は四二%強となり、一三年上期には華士族株主数は一三六名でその比率は四三・四%である。もっとも二〇年になるとその数は一三六名となり、その比率は三七%余に減少する。しかしながら所有株数からみるとさすがに華士族所有の株式数は少い。その明細は同表にあきらかなように、その比率は一六%～二四%の間であり、しかもそれはしだいに減少する傾向をもっている。

(1) 一三年上期の株主姓名表をもとにして草創期の株主の族籍を推定することは、草創期の株主のうちには、小野組破産の關係で脱落する者があり、また株式を売却する者もかなりの数にのぼり、そのため株主の変化がいちじるしいことと、なおこの操作にはかなりの

明治14年下	明治17年下	明治19年下	明治20年上
8(2.5)	8(2.5)	9(2.8)	9(2.5)
121(37.5)	116(36.2)	112(34.5)	127(35.3)
194(60.2)	196(61.3)	204(62.8)	224(62.2)
85(26.3)	86(26.9)	100(30.8)	
1(0.3)			
7(2.1)	6(1.9)	5(1.5)	
2(0.6)	2(0.6)	2(0.6)	
4(1.2)	1(0.3)	1(0.3)	
85(26.3)	86(26.9)	73(22.5)	
10(3.0)	15(4.7)	23(7.1)	
323(100)	320(100)	325(100)	360(100)

の記載がないので13年の姓名表と対照して作成した。1)31名は対照し降の「不明」は平民とのみ記載されていて職業の記載なきもの。

明治14年下	明治17年下	明治19年下	明治20年上
317(2.1)	317(2.1)	417(2.8)	412(2.7)
3,241(21.5)	3,275(21.8)	2,410(16.1)	2,355(15.7)
11,442(76.2)	11,408(76.0)	12,173(81.0)	12,233(81.5)
8,443(56.0)	8,918(59.5)	9,888(65.9)	
10			
46(0.3)	41(0.3)	19(0.1)	
11	12	12	
20(0.1)	9	9	
2,832(18.9)	2,325(15.5)	2,115(14.1)	
80(0.5)	103(0.7)	130(0.9)	
15,000(100)	15,000(100)	15,000(100)	15,000(100)

さて同行の株主のなかに華士族があらわれてくるのは何時のことか。それは一三年以前の株主姓名表に族籍が明らかにされていないので正確にはわからない。しかし華族についていえば、第10表によれば明治一〇年には七人をかぞえる。そのうち仙石政固は設立当初からの株主（一〇株）であり、戸田氏共（二〇〇株）が株式を取得したのは七年上期のことであり（第二回半季実際考課状、稲葉正邦（二〇株）は八年上期のことであった（第四回半季実際考課状。あとの三人は九年ないし一〇年に株主となったものであり、その持株はそれぞれ三三株、三〇株、五株である。したがって戸田の百株をのぞけば、その持株はたいしたことなく、いずれにしても資産株的な意味しかもっていなかったと考えて

時間を要するので、断念せざるをえなかった。

第10表・Ⅰ 株主族籍職業別(株主数)

	明治10年下	明治13年上	明治14年上
華族	7(3.2)	8(2.5)	8(2.5)
士族	73(33.2)	128(40.8)	121(37.9)
平民	109(49.5)	174(55.6)	190(59.6)
平民内訳		41(13.1) 1(0.3)	80(25.1) 2(0.6) 7(2.2) 3(0.9) 2(0.6) 84(26.3) 12(3.8)
不明	31 (14.1) ¹⁾	3(1.0) ²⁾	
計	220(100)	313(100)	319(100)

考課状の株主姓名表による。なお明治10年には族籍えなかったもの、2)は記載が全くないもの、13年以上

第10表・Ⅱ 株主族籍職業別(所有株数)

	明治10年下	明治13年上	明治14年上
華族	197(1.3)	317(2.1)	317(2.1)
士族	2,265(15.1)	3,410(22.7)	3,297(21.9)
平民	12,408(82.7)	11,268(75.1)	11,386(75.9)
平民内訳			8,411(56.1) 11 46(0.3) 16(0.1) 10 2,789(18.6)
不明	130※(0.9)	5※	103(0.7)
計	15,000(100)	15,000(100)	15,000(100)

第10表・Ⅰと同じ、※明治13年5名は記載が全く

いいであろう。つぎに士族についていえば、もちろん正確なことはわからないが、これもおそらく九年以降のことではなかろうか。この年に秩禄処分がなされたこと、また第一国立銀行が、この年に行われた条例改正を契機に従来紙幣抵当公債として上納していた金札引換公債を政府に買上げてもらい、そのかわりに秩禄公債、新公債を買入れてこれを紙幣発行抵当公債としたこと（第七回半季実際考課状⁽²⁾）、またこの年から前述したように株主が急速に増加したと、などから考えて、同行に士族株主がふえたのは、おそらくこの時期であつたろう、と思われる。しかし、いずれにせよ、一〇年代になつてからは華士族の株主がかなりおり、その持株も若干あつたことは明らかである。しかしそうだとしても同行がいわゆる士族銀行とよばれる銀行とは全く性格を異にした存在であることは明らかである。同行の株主には第10表に明らかなように、その数においても、その持株においても平民が圧倒的に多く、その職業も、「雑業」というえたいのしれないものをのぞけば「商」がもつとも比率が高い。

(2) 第一国立銀行が秩禄公債を買入れるさい、それを売った士族がその金で新たに同行の株式を買入れ、株主になることは予想されうることはなかろうか。

さてこのような株式構成のもとで同行の役員はどのような構成をとっていたか。すでにみたように草創期における同行の役員は三井・小野両組の関係者と渋沢とからなっていたが、小野組の破産を契機として小野組関係者は脱落してしまつた。いま明治一〇年の役員をみると、頭取―渋沢栄一、取締役―三井八郎右衛門、西園寺公成、斉藤純造、永田甚七（兼支配人代理）となつてゐる。このうち三井、斉藤、永田の三人は三井組関係者である。西園寺公成（士族）は八年上期に百株、下期に五三株、計一五三株を渋沢より譲受けて株主となり、八年下期から取締役に就任している。このように頭取は渋沢であつたが、取締役の多くは三井組関係者であつた。こうした構成は一〇年代をつうじてたい

した変化をみせていない。渋沢のあとをうけて頭取となった佐々木勇之助は一五年に支配人となったが、まだ取締役にはなっていない。佐々木勇之助・熊谷辰太郎といった、生え拔きの、ある程度資本関係からはなれた——と云ってもちろん彼等自身相当の株主ではあったが——人物が取締役に就任するのは、二〇年代の終りの頃である。

さてつぎに以上のような株主構成と首脳部をもった第一国立銀行が一〇年においてどのように発展していったかを同行の営業状況の推移を検討することによって考察してみよう。そのためにまず資金の構成を分析し、つぎに資金運用の構造をみることにする。

3 資金の構成

まず一〇年代の営業内容を概括するためにこの間の半季実際報告をまとめてみると第11表のごとくである。資産・負債の額は、一〇年末の約六二〇万円から二〇年下期の一、二八五万円へと約二倍になっている。つぎに資金の根幹をなす資本金をみると、この間一五〇万円で全然かわっていない。同行の株金勘定がふえるのは二三年下期からのことであり、その時から二二五万円となるのであるが、増資が決定されたのは二〇年四月の臨時株主総会においてであった。この総会では倍額増資を決定し、資本金は三百万円とし、一株につき八〇円のプレミアムをもって株主より募集し同年九月まず半額の払込を求め、残りの半額は今後三年間に払込むべきこととした。この増資はさきにもふれたように一九年以降の企業勃興にもとづく資金需要の増大におうずるためのものであった。なお当時の状況につき『第一銀行史』上は「当時の株式は一株額面百円のものの時価三百三十円に上っていたが株主には一株百八十円を以て分配し新株の半額払込とともにプレミアムも半額、即ち六十万円を取得してこれを融資に利用した」(五〇八頁)とつたえている。事実、第11表によれば、二〇年下期の「実際報告」には、新株募集金が七五万円、新株六〇万円が記載されている。⁽¹⁾

第11表 半季實際報告〔資 産〕

項 目		明治10年下	12年下	14年下	16年下	18年下	19年下	20年下	21年上
政 府 へ 貸 日 本 銀 行 勘 定		1,453,380	1,531,238	1,582,570	1,773,631 315,000	1,960,533 394,892	1,951,700 423,425	2,434,188 459,559	2,368,897 478,730
人 民 へ 貸	貸 附 金	2,077,738	3,291,858	3,077,609	3,274,951	2,985,224	3,748,554	4,867,862	4,111,869
	府内(当所)割引手形	106,280	41,242	503,936	773,835	450,961	469,572	709,128	750,217
	当座預金貸越	368,354	1,413,214	691,365	556,774	374,862	411,843	612,008	832,747
	期限過貸附金	27,360	21,278	62,515	67,319	80,057	79,498	76,712	94,946
	代金取立手形	27,865	159,985	15,574	13,099				
	滞 貸 附 金	50,866	64,657	23,437	71,905	73,657	77,967	70,964	64,724
	公債証書買入元			3,795	781	768	7,838		
	雑 勘 定			19,900	6,282	17,304	103,966	27,997	23,015
	諸 買 入 元 金	34,885		2,989					
	荷 為 替 手 形			257,958	219,624	675,890	1,215,968	974,037	201,063
	預 リ 金						10,790	2,134	44,209
	証券印紙買入元			890	2,262	773			
	地 金 銀 買 入 元			1,188	774				
計		2,693,348	4,992,234	4,661,156	4,987,606	4,659,496	6,125,996	7,340,852	6,122,790
金 銀 有 高 地 金 銀 銀 行 所 有 物 他 店 へ 貸 雑 勘 定 洋銀 差 金 勘 定	金 銀 有 高	1,907,721	1,366,110	1,586,702	2,537,706	2,425,818	2,467,537	2,086,190	2,530,038
	地 金 銀	6,745	34,744	4,735	4,678	14,535	3,490	8,678	1,443
	銀 行 所 有 物	114,534	32,299	36,155	57,049	64,095	84,162	85,767	81,658
	他 店 へ 貸	23,367	442,071	289,138	912,919	452,602	517,153	436,078	538,554
	雑 勘 定		316,657	2,443					
合 計		6,199,095	8,715,353	8,162,899	10,588,589	9,971,971	11,573,463	12,851,312	12,122,117

〔負 債〕

項 目		明治10年下	12年下	14年下	16年下	18年下	19年下	20年下	21年上
政 府 ヨ リ 借	御 用 預 金			44,669					
	御用振出手形	401,560	309,803	166,424	57,647	118,081	208,225	177,050	173,224
	御用当座預金	76,457	445,844	398,824	533,946	853,417	1,026,579	614,337	579,743
	御用仕払銀行手形 1)	46,174	227,353	790,808	837,199	287,639	259,336	348,809	102,171
	御用約定預金	129,198	189,371	506,802	51,379	35,264			
	為替方御用預金				117,353				
	旧金銀紙幣引換元	80,000	15,000						
	御用預リ金						426	10	8
	押 借 金		755,000	435,000	186,656	70,000			
	御用別段預金						253,500	258,000	257,500
	朝鮮海關預金					5,320	8,736	40,452	10,182
計		733,389	1,942,271	2,342,527	1,784,174	1,369,721	1,756,803	1,438,658	1,122,830
人 民 ヨ リ 借	発行紙幣受取高	1,185,876	1,196,440	1,196,149	1,200,000	1,145,712	1,115,264	1,081,602	1,063,932
	定期預金	951,263	861,866	440,163	724,491	1,046,511	1,770,804	1,742,675	1,851,884
	当座預金	586,674	1,046,823	682,155	2,004,832	1,928,684	2,230,679	1,583,676	1,990,189
	振出手形	278,252	546,927	32,065	286,436	72,807	100,115	105,604	40,553
	代金取立手形	1,408	8,543	8,667	8,225				
	仕払銀行手形	56,466	103,285	337,490	170,240	372,739	273,701	164,677	121,494
	約定預金	281,317	225,802	484,450	261,822	345,263			
	別段預金	220,388	457,529	93,423	758,710	129,114	505,490	466,790	504,642
	貯藏預金			25,911	151,075	184,242	291,786	336,345	405,189
	借 入 金							729,500	
計		3,561,646	4,447,218	3,300,478	5,565,834	5,225,073	6,287,841	6,210,872	5,977,885

〔負 債〕

項 目	明治10年下	12年下	14年下	16年下	18年下	19年下	20年下	21年上
日 本 銀 行 勘 定	—	—	—	147,810	285,125	242,562	397,008	296,030
他 店 ヲ リ 借 勘 定	18,078	265,384	242,855	125,871	426,361	539,801	521,209	373,059
そ の 他	18,992	19,919	60,000	60,000	60,000	60,000	—	—
株 金	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
新 株 募 集 金	—	—	—	—	—	—	750,000	750,000
新 株 割 増 金	—	—	—	—	—	—	600,000	600,000
紙 幣 消 却 金	—	—	—	—	69,246	101,054	136,068	153,235
紙幣消却元資積立金	—	—	—	15,000	75,642	106,986	141,888	161,455
支 払 未 済 割 賦 金	—	—	296	297	306	315	405	408
積 立 金	115,000	225,000	375,000	540,000	615,000	635,000	700,000	800,000
損 益 勘 定	251,989	315,566	341,748	319,012	345,561	343,106	455,208	387,212
合 計	6,199,098	8,715,360	8,162,906	10,588,596	9,971,978	11,573,471	12,851,320	12,122,117

『第一銀行史』上巻末 半季實際報告表による。

1) 御用仕払銀行手形の18年以降の分は御用仕払送金手形のこと。

(1) 二三年にいたり経済界が不況におちつたので、二〇年に決定したのこり半額を三ヶ年以内に徴収するという方針は実現困難となり、偶々商法の一部が改正されたので、同年七月二〇日の臨時株式総会で同行株式一株百圓を五十圓払込株式二株に改めるとともに、資本金を二二五万円に減少することにした。

さてこの資本金一五〇万円が同行のおよその運用資金である⁽²⁾資本金、積立金、預金、発行紙幣の合計にたいし、どの程度の比率をしめているかといえ、一〇年前半においては二〇～二五%であり、その後しだいに減少して二〇年には一七%強、二一年には一六%となっている(第12表参照)。もっとも、二〇年以降における新株募集金を資本金一五

第12表 資金構成表

年 度	資本金	積立金	預 金	発行紙幣	合 計
明治10年	1,500,000 (26.2%)	115,000 (2.0%)	2,925,109 (51.1%)	1,185,876 (20.7%)	5,725,985 (100%)
11年	1,500,000 (21.5%)	168,000 (2.4%)	4,117,752 (59.0%)	1,195,695 (17.1%)	6,981,447 (100%)
12年	1,500,000 (21.3%)	225,000 (3.2%)	4,083,965 (58.1%)	1,196,440 (17.4%)	7,005,405 (100%)
13年	1,500,000 (27.7%)	300,000 (5.5%)	2,430,001 (44.8%)	1,198,060 (22.3%)	5,428,061 (100%)
14年	1,500,000 (25.2%)	375,000 (6.5%)	2,874,886 (48.3%)	1,196,149 (20.0%)	5,946,035 (100%)
15年	1,500,000 (25.1%)	500,000 (8.4%)	2,782,374 (46.8%)	1,190,856 (19.7%)	5,973,230 (100%)
16年	1,500,000 (18.3%)	540,000 (6.6%)	4,947,691 (60.4%)	1,200,000 (14.7%)	8,187,691 (100%)
17年	1,500,000 (20.2%)	560,000 (7.5%)	4,207,723 (56.5%)	1,173,982 (15.8%)	7,441,705 (100%)
18年	1,500,000 (18.8%)	615,000 (7.7%)	4,718,703 (59.1%)	1,145,712 (14.4%)	7,979,415 (100%)
19年	1,500,000 (15.6%)	635,000 (6.6%)	6,396,340 (66.3%)	1,115,264 (11.5%)	9,646,604 (100%)
20年	1,500,000 (17.3%)	700,000 (8.1%)	5,324,939 (61.9%)	1,081,602 (12.7%)	8,606,541 (100%)
21年	1,500,000 (16.3%)	820,000 (8.9%)	5,802,644 (63.3%)	1,046,765 (11.5%)	9,169,409 (100%)
22年	1,500,000 (16.8%)	900,000 (10.1%)	5,493,902 (61.7%)	1,011,345 (11.4%)	8,905,247 (100%)

○万円にくわえて計算すると、二〇年では二四%強、二〇年には二三%強となる。

(2) 「おおよその運用資金」といったものは、このほかに第11表にみえる「拝借金」「借入金」も運用資金になりうるであらうし、考え方によつては負債欄の「代金取立手形」「仕払銀行手形」は短期の運用資金になりうるであらう。また「紙幣消却金」や「紙幣消却元資積立金」もこのなかに公債保有にむけられた資金があるかぎり運用資金といえるかもしれない。この点、会計学上の専門家の教示をえれば幸である。

つぎに紙幣発行高についてみよう。すでに述べたように、同行の草創期においては、銀行券発行は極度の困難におちいり、その流通額は僅少にとどまっていたのであるが、九年条例改正がおこなわれると状況は一変した。九年下期の第七回半季實際考課状は、

「改定国立銀行条例ニ照シテ下付セラルベキ紙幣百貳拾万円ハ旧条例ニ依リ下付セラルベキ紙幣九拾万円ノ外ニ三拾万円ヲ併セテ十月三日ヨリ十一月廿五日迄ニ漸次之ヲ下付セラレ」……「右ノ紙幣ハ当銀行本店ニ於テ勉メテ之ヲ運用シ且諸省寮局ノ仕払金ノ内へ交換セラレンコトヲ請願シ及ヒ陸羽地方ニ通送シテ即今充分ニ発行スルコトヲ得タリ」

と伝えている。この下付をうけた銀行紙幣額から「内手許有高」を差引いた発行額の年末残高は、第12表のごとく六年にいたるまでは、ほとんど一二〇万円すれすれの額にたつしている。正貨交換の義務を解除せられてから、同行がほとんどフルに紙幣を発行していることがこれで明らかであろう。⁽³⁾ もっとも、一六年ふたたび国立銀行条例が改正されてからは、発行紙幣額は漸次減少にむかい、二〇年末には一〇八万一千円となった。なお運用資金のうちに発行紙幣のしめる比重は一〇年代前半においてはだいたい二割前後であったが、後半期には漸次減少し、二〇年末には一二・七%となった。これはひとつには発行紙幣額が減少したことにもよるが、他方積立金が着実に増加したこと、また預金も一八年以降急速に増大したことにも基因している。

(3) もっとも第12表の発行紙幣額は年末の数字であり、年末はだいたい金融が繁忙化するから、それは平均発行額より上回ることもある。たとえば一年における年末の発行残高は一九万五千円であるのに対し、各月の平均高をみると最高は二月の一・一八万七千円であり最低は七月の一・四万三千円である(第一〇回・第一一回半季実考課状)。しかし、それにしても、だいたいフルに発行されているといってもいいであろう。

(4) この改正は周知のように日本銀行の設立にもなつて銀行券の発行を日銀に集中するためにおこなわれたものである。この改正により国立銀行の運命が定まり、国立銀行券は漸次消却されることとなつたのである。詳細については『明治財政史』第一三卷二三六頁以下をみよ。

さてつぎに同行の資金の中心を形成している預金についてみよう。すでにみたように同行の草創期における預金は官公預金を中心としたものであり、しかもそれが七年下期以降減少したために営業資金の涸渇をきたし、同行は窮境におちいったのであった。ところでそうした状況は九年の条例改正以後にだいに変化してきた。まず預金総額をみると九年下期の二〇七万五千円を最低点として、その後だいに増加傾向をしめし第12表に明らかのように一〇年下期

第13表 預 金 (官公・人民別)

年度	官公預金		人民預金		会 計	
	実 数	比率	実 数	比率	実 数	比率
明治10上	438,604	19.3	1,838,968	80.7	2,277,572	100
10下	607,215	20.9	2,317,894	79.1	2,925,109	100
11上	727,393	19.5	3,011,036	80.5	3,738,429	100
11下	901,544	21.8	3,216,208	78.2	4,117,752	100
12上	741,988	20.6	2,850,629	79.4	3,592,617	100
12下	945,018	23.0	3,138,947	77.0	4,083,965	100
13上	621,117	21.4	2,276,635	78.6	2,897,752	100
13下	874,834	36.0	1,555,167	64.0	2,430,001	100
14上	813,856	29.9	1,898,457	70.1	2,712,383	100
14下	1,116,719	38.8	1,758,167	61.2	2,874,886	100
15上	763,893	28.4	1,935,914	71.6	2,699,807	100
15下	875,068	31.4	1,907,306	68.6	2,782,374	100
16上	731,733	24.6	2,239,266	75.4	2,970,999	100
16下	760,325	15.4	4,187,366	84.6	4,947,691	100
17上	1,013,108	22.6	3,476,759	77.4	4,489,867	100
17下	1,109,024	26.4	3,098,699	73.6	4,207,723	100
18上	795,192	19.2	3,350,755	81.0	4,145,947	100
18下	1,012,082	21.4	3,706,621	78.6	4,718,703	100
19上	1,329,008	23.6	4,289,700	76.4	5,618,708	100
19下	1,497,466	23.5	4,898,874	76.5	6,396,340	100
20上	828,711	14.6	4,774,865	85.4	5,603,576	100
20下	1,089,849	20.2	4,235,090	79.8	5,324,939	100
21上	1,020,657	17.6	4,792,457	82.4	5,813,114	100
21下	962,654	16.6	4,839,990	83.4	5,802,644	100
22上	832,743	14.3	5,022,981	85.7	5,855,724	100
22下	607,275	11.0	4,888,627	89.0	5,493,902	100
23上	520,571	9.5	4,977,695	90.5	5,498,266	100

察されるところである。

ところでこの預金の伸張のあとを第12表によって追ってみると、そこにはかなりの起伏がみられる。一〇一二年までは、それはかなりの速度をもつて増加する。それはいうまでもなく、この時期が紙幣増発の時期で商況が活発であつたからであらう。しかし一三年上期から減少しはじめ一六年上期まで停滞している。それは紙幣増発の影響があらわれて物価が騰貴し、インフレーションが激化したためである。一三年上期の考課状は、当時金融が繁忙となり、

には二九二万五千円となり、好況期の一九年末には六三九万六千円、二〇年末にはやや減少して五三二万四千円となつた。したがつて明治一〇年代のうちに約一・八二倍の増加をしめしたわけである。この預金の伸張によつて同行の營業が安定したことは、同行の資金の中心が預金であつたこと(第12表)からみて充分推

一方では貸出の要求がつよく他方では預金が減少していく事実を指摘し、その原因は種々あるが「近年物価漸ク騰上シテ本年ニ至リテ商情大ニ變動スル所アルニ因ラズンバアラザルナリ。試ミニ其一例ヲ挙クレバ客年一万円ヲ以テ營業スル商估モ本年同額ノ物貨ヲ取扱フニ於テハ尅万五千円ヲ要セザルヲ得ズ。而テ其營業ノ間利スル所ハ敢テ常時ト異ナル所ヲナシトセバ仍チ五千円ノ資本ハ別ニ之ヲ索貸セザル可ラス。是レ實ニ諸預リ金ノ減少ヲ告ゲテ当座貸越ヲ要望スル者增多スル所以ナリ」と述べている。⁽⁵⁾そして紙幣整理が断行されデフレーションになってくると、金融緩慢を反映してふたたび増加をしめすようになる。すなわちそれは一六年年上期末の約三百万円から同年下期の五百万円弱となり、その後一時若干減少したとはいえ四百万円台を維持し、さらに一九年の企業勃興期になれば六百万円を超えるのである。

(5) この間の国立銀行の預金の動きをみると、一三年の一、一四九万五千円から逐年増加を上げて一六年には二、三四九万一千円にたつし、翌一七年には二、二〇五万六千円に減少し、翌一八年からふたたび増加に転じている（『明治大正国勢要覧』四頁）。この動きにくらべれば、第一国立銀行の預金の動きは、むしろ景気変動を如実に反映しており、商人の資金ぐりにあいおうじているように思える。

この間の官公預金と人民預金との関係をみると第13表の如くである。草創期において預金の大部分をしめていた官公預金は、すでに九年上期頃より、その絶対額の急激な減少によりその比重をひくめてきた。すなわち前掲第5表のように九年下期にはその金額は四一万六千円で預金総額の二〇%をしめるにすぎなかった。一〇年にはいると傾向的にいえばその金額はむしろ増加の方向にあったが、各年の金額は不定でまちまちであった。すなわち一〇年代をつうじて残高が最大をしめたのは、一九年下期の約一五〇万円であり、最小をしめたのは一〇年上期の四三万円であった。その総預金にたいする比重も、したがってまちまちであるが、だいたい二割台見当である。その絶対額が増加傾向にありながら比重が同じであるのは、いうまでもなく人民預金もまた増加したからである。なお官公預金は二

第一章 第一国立銀行

第14表 官公預金 (内 訳)

(上段実数・下段比率)

	御用預金	御用振出 手形	御用当座 預金	御用約定 預金	為替方御 用預金	御用預 り金	御用別段 預金	朝鮮海關 預金	合計
明治10年上		161,068	160,737	116,799					438,604
		36.7	36.6	26.6					100
下		401,560	76,457	129,198					607,215
		66.1	12.6	21.3					100
11年上		331,157	162,042	234,194					727,393
		45.5	22.3	32.2					100
下		355,028	301,698	244,818					901,544
		39.4	33.5	27.2					100
12年上		201,565	354,309	186,114					741,988
		27.2	47.8	25.1					100
下		309,803	445,844	189,371					945,018
		32.8	47.2	20.5					100
13年上		255,712	214,547	150,858					621,117
		41.2	34.5	24.3					100
下	20,000	250,425	450,409	154,000					874,834
	2.3	28.6	51.5	17.6					100
14年上	20,000	126,394	514,791	152,671					813,856
	2.5	15.5	63.3	18.8					100
下	44,669	166,424	398,824	506,802					1,116,719
	4.0	14.9	35.7	45.3					100
15年上		162,774	358,171	242,948					763,893
		21.3	46.9	31.8					100
下	8,798	66,403	577,899	221,968					875,068
	1.0	7.6	66.0	25.4					100
16年上		112,829	452,821	121,032	45,051				731,733
		15.4	61.9	16.4	6.2				100
下		57,647	533,946	51,379	117,353				760,325
		7.6	70.2	6.8	15.4				100
17年上		103,596	526,423	281,813	100,531			745	1,013,108
		10.2	52.0	27.8	9.9			0.1	100
下		103,166	699,687	216,835		84,245		5,091	1,109,024
		9.3	63.1	19.6		7.6		0.5	100
18年上		116,658	573,439	64,051		39,233		1,811	795,192
		14.7	72.1	8.1		4.9		0.2	100
下		118,081	853,417	35,264				5,320	1,012,082
		11.7	84.3	3.5				0.5	100
19年上		180,649	1,141,166				4,000	3,193	1,329,008
		13.6	85.9				0.3	0.2	100
下		208,225	1,026,579			426	253,500	8,736	1,497,466
		13.9	68.6			0	16.9	0.6	100
20年上		157,217	397,547			784	252,500	20,663	828,711
		19.0	48.0			0.1	30.4	2.5	100
下		177,050	614,337			10	258,000	40,452	1,089,849
		16.2	56.4			0	23.7	3.7	100
21年上		173,224	579,743			8	257,500	10,182	1,020,657
		17.0	56.8			0	25.2	1.0	100
下		218,749	507,931			20,000	207,500	8,474	962,654
		22.7	52.8			2.1	21.5	0.9	100
22年上		145,253	527,646				154,526	5,318	832,743
		17.4	63.4				18.6	0.6	100
下		53,401	518,050			2,500	4,526	28,798	607,275
		8.8	85.3			0.4	0.7	4.7	100
23年上		18,602	445,889			2,500		53,580	520,571
		3.6	85.7			0.5		10.3	100

第15表 人民預金 (内 訳)

(上段実数・下段比率)

	定期預金	当座預金	振出手形	約定預金	別段預金	貯蔵預金	計
明治10年上	869,021	518,617	430,525	6,825	13,980		1,838,968
	47.3	28.2	23.4	0.4	0.8		100
下	951,263	586,674	278,252	281,317	220,388		2,317,894
	41.0	25.3	12.0	12.1	9.5		100
11年上	1,315,558	1,106,468	421,999	88,209	78,802		3,011,036
	43.7	36.7	14.0	2.9	2.6		100
下	1,009,974	668,881	887,317	530,409	119,627		3,216,208
	31.4	20.8	27.6	16.5	3.7		100
12年上	973,139	752,289	545,396	404,752	175,233		2,850,629
	34.1	26.4	19.1	14.2	6.1		100
下	861,866	1,046,823	546,927	225,802	457,529		3,138,947
	27.5	33.4	17.4	7.2	14.6		100
13年上	605,171	627,532	344,068	348,571	351,293		2,276,635
	26.6	27.6	15.1	15.3	15.4		100
下	515,948	538,279	129,402	175,383	196,062	93	1,555,167
	33.2	34.6	8.3	11.3	12.6	0	100
14年上	497,105	1,004,874	73,550	197,934	111,953	13,041	1,898,457
	26.2	52.9	3.9	10.4	5.9	0.7	100
下	440,163	682,155	32,065	484,450	93,423	25,911	1,758,167
	25.0	38.8	1.8	27.5	5.3	1.5	100
15年上	492,467	1,114,399	34,641	140,084	105,365	48,958	1,935,914
	25.4	57.6	1.8	7.2	5.4	2.5	100
下	343,968	1,282,828	48,792	99,751	65,204	66,763	1,907,306
	18.0	67.3	2.6	5.2	3.4	3.5	100
16年上	513,817	1,337,756	45,467	129,368	110,793	102,065	2,239,266
	23.0	59.8	2.0	5.8	5.0	4.6	100
下	724,491	2,004,832	286,436	261,822	758,710	151,075	4,187,366
	17.3	47.9	6.8	6.3	18.1	3.6	100
17年上	911,022	1,761,925	77,879	228,951	300,021	196,961	3,476,759
	26.2	50.7	2.3	6.6	8.6	5.6	100
下	876,324	1,123,706	302,193	334,589	259,198	202,689	3,098,699
	28.3	36.3	9.7	10.8	8.4	6.5	100
18年上	913,156	1,850,781	74,236	249,844	84,971	177,767	3,350,755
	27.3	55.2	2.2	7.5	2.5	5.3	100
下	1,046,511	1,928,684	72,807	345,263	129,114	184,242	3,706,621
	28.2	52.0	2.0	9.3	3.5	5.0	100
19年上	1,671,665	1,941,881	50,006		368,608	257,540	4,289,700
	39.0	45.3	1.2		8.6	6.0	100
下	1,770,804	2,230,679	100,115		505,490	291,786	4,898,874
	36.1	45.6	2.0		10.3	6.0	100
20年上	1,972,402	1,925,684	86,933		450,028	339,818	4,774,865
	41.3	40.3	1.8		9.4	7.7	100
下	1,742,675	1,583,676	105,604		466,790	336,345	4,235,090
	41.2	37.4	2.5		11.0	7.9	100
21年上	1,851,884	1,990,189	40,553		504,642	405,189	4,792,457
	38.6	41.6	0.9		10.5	8.5	100
下	1,833,570	1,996,198	131,172		446,229	432,821	4,839,990
	37.9	41.2	2.7		9.2	8.9	100
22年上	2,076,691	1,992,203	100,956		326,096	527,035	5,022,981
	41.3	39.6	2.0		6.5	10.5	100
	2,008,192	1,831,781	122,421		374,096	552,137	4,888,627
	41.0	37.5	2.5		7.7	11.3	100
23年上	2,055,471	1,877,397	94,852		286,905	663,070	4,977,695
	41.3	37.6	1.9		5.8	13.3	100

○年代にはいると、その比重は低下していく。なお、その内訳については第14表を参照されたい。同行がこの時期に取扱った官金は内務省、逓通寮、司法省、外務省、岩手県庁、宮城県庁、秋田県庁(一二年に設置された盛岡支店、一二年の仙台・石巻支店はこの官金取扱事務と関連している)等である。⁽⁶⁾

つぎに人民預金についてみよう。人民預金も九年前の一六五万八千円を最低点として増加にむかい第15表に明らかのように一〇年上期には一八三万八千円となり、好況の一九年下期には四八万九千円となったが、二〇年下期にはやや減少して四二万五千円となった。したがってそれはこの間、二・六倍近くの増加をしめたわけである。その増加過程における起伏はさきに総預金の起伏を考察したさいに指摘したようにかなり景気変動の動きを反映している。この預金の内訳は同じく第15表に明らかである。まず定期預金の動きをみると一〇―一二年上期までは金額も多く比重も高いが、その後しだいに減少してくる。それはおそらくインフレーションの影響であろうと思われるが、この減少は一五年下期まで続き、一六年上期からふたたび増大に転ずる。その後はだいたいにおいてこの増加傾向が続くのである。その比率も一〇年代初頭では三―四割、時には五割近くをしめるが、一三年頃からしだいに減少し、一六年以来は絶対額は増加するにもかかわらず、当座預金が急速に増大するため依然として二割台にとどまり、一九年以降になってふたたび三―四割台に上昇するのである。この定期預金の預金者が如何なる層であるかについては、一般の国立銀行の考課状にはたいして預金者の族籍別構成が表示されているので、ある程度見当をつけることができるのであるが、第一国立銀行についてはそうした表示が全くないので、正確にはわからない。しかしさきに引用したシヤンドの検査報告書には明治七―八年の頃の定期預金につき「此預金ノ多分ハ兼テ推算セシ如ク華族及ビ士族ヨリ来レリ」(『第一銀行史』上、二一八頁)と述べていること、またこの預金の性格などからみて、明治一〇年代初頭においてはおそらくその預け人には華士族がかなり多かったものと思われる。しかしそうだとしてももちろん商人たちの預け入れがなかったわけではない。第一七回下半季実際考課状(一四年下期)は、定期預金の減少を報じ、「其預人ノ区別ヲ比

較スレハ則華族士族僧侶ニ係ルモノ前季ヨリ多ク商賈ニ係ルモノ前季ヨリ少シ。是商工ノ事業漸ク広マリ為メニ其資ヲ需用スルニ由ル乎」と推測しているところからも明らかである。なお、この預金は一四下期を底にしてその後増勢にむかっている。このことは一四年から紙幣整理がおこなわれ通貨価値が安定してきたことを反映するものと思われるが、その後も増勢をつづけ、一八年から企業勃興期である一九年にかけて格段の増加ぶりをしめしている。この事実からみると、一〇年後半の定期預金はもはや華士族の資金がその中核をなしているとはいえなくなってきたのではなからうか。なお最後に注意しておくべきことは、この時期の定期預金は名称は定期預金といっても、その性格が今日のそれとはかなり異っていることである。すでにふれたように草創期の定期預金は期間は一ヵ月以上とされ、利子はその期間の長短によって異っていたが（二の注6をみよ）、この時期についてみると、たとえば第八回半季實際考課狀（二〇年上期）は「東京本店定期預金ノ利足ハ其高キモノハ年八歩、低キモノ年貳分四厘ニシテ年平均七歩余ニ当ル其期限ハ長キモノ二ヵ年、短キモノ一ヵ月ニシテ七ヵ月ヲ以テ預ケ金ヲナスモノ大凡十ノ七ニ居ル」とのべているし、第一三回半季實際考課狀（二二年下期）もほぼ同様の記述をしているから、この事実からみると、それはのちの定期預金にくらべれば比較的短期的な性格をもっており、その利率も当時の利子率からみてかなり低いものであり、したがってここにあつめられた資金は必ずしもその定期預金の資金と同一の性格のものとはいいがたく、むしろ普通預金に吸収される資金に似たものをも含んでいたと考えられる。このことと関連して注目すべきことは、同行が一三年下期から貯蔵預金を開始したことである。この預金は一般の零細資金を吸収するために設けたものであり、金高一〇錢以上を受入れ、五十錢以上にまとまった時から七分二厘の利足をつけた（『第一銀行史』上三五五頁）。これは一三年上期から預金が減少してきたのを防止するために設けられたのかもしれないが、その後は順調に増加して、二〇年末には三三万六千円となり総預金の約八%をしめるにいたった。

(7) なお第八回考課状は本文で引用したように本店の定期預金の条件をのべたのち、大阪支店につき利足七歩弐厘―三歩、平均六歩、期限二カ年―二カ月、横浜支店につき利足は、七分二厘―六歩、平均六歩余、期限一カ年―六カ月であった、と述べている。第三回考課状は、定期預金につき本店では八歩―二歩四厘、平均七歩弱、期限二年―一カ月、七カ月のものが六割をしめ、大阪支店、七歩二厘―二歩四厘、平均六分七厘、期限一カ年―一カ月、平均七カ月、横浜支店七歩二厘―二歩四厘、平均五歩八厘、期限、一カ年―一カ月と述べている。なお第一四回考課状(一三年上期)は定期預金の利子を引上げたことを報じているが、その明細を明らかにしていないし、またそれ以降の考課状はしだいに簡略化してくるので一〇年代末期の定期預金の条件はよくわからない。

ところで第一国立銀行の預金について注目をひくのは、ここでは当座預金の比率がかなり高いことである。この預金の条件をみると第七回考課状は「利足ハ年弐歩四厘ヨリ三歩ヲ以テ限リトナシ又貸越ニ属スル其利足ハ一般年弐割ヲ以テ定度トナス」と報じ、また「横浜支店ノ当座預金ハ……利息割合ハ壹カ年弐歩五厘ヨリ三歩ヲ以テ限リトシ、又貸越ニ属スル其利足ハ蓋シ本店ト同一ナリ」としている。この頃の考課状は当座預金がいだいに世人に理解されて普及しつつあることをつたえているが、事実第15表で明らかのように、その金額が一〇年下半期にはいまだ五八万六千円で総預金の約二割五分にしかたつしなかったこの当座預金は、その後しだいに増加し、一四年下期には六八万二千円となり、その比率も、他の種類の預金が減少した関係もあって四割近くに上昇した。そして紙幣整理期には百万―二百万円、比率は約五割となったが、その後定期預金が著増したのでその比率は若干低下することとなった。しかしその金額は一〇年代をつうじて不断に上昇の機運にあったことは明らかである。

さて以上一〇年代の第一国立銀行の預金について考察してきたが、ここで同行の預金の問題点ともいべきものとあげてみるならば、それは次の諸点であろう。まず同行の預金の官・民別構成は前述のように、時によってかなりのちがいがあがあるが、およそのところ、官公預金が二割見当の比重をもっていた(第13表)。ところが全国国立銀行の預金の官・民別構成をみると第16表のように、官公預金は一〇年代の前半期においてこそほとんど問題にならないが、

第16表 全国国立銀行、官公・人民預金比較(単位千円)

年 度	官公預金	比	人民預金	比	合計	比	払込資本金
明治13年末	389	3.3	11,106	96.7	11,495	100	43,041
14	667	4.8	13,227	95.2	13,894	100	43,886
15	6,305	32.9	12,824	67.1	19,129	100	44,236
16	6,594	28.1	16,897	71.9	23,491	100	44,386
17	6,343	28.7	15,713	71.3	22,056	100	44,536
18	6,857	25.8	19,631	54.2	26,488	100	44,456
19	7,795	25.0	23,338	75.0	31,133	100	44,416
20	6,630	20.9	25,081	89.1	31,711	100	45,839

『明治大正国勢要覧』4頁より計算。

れている。すなわち、さきに第12表に示されたように同行の預金は同行の資金の五・六割をしめているのであるが、第16表をみると一〇年代をつうじて全国国立銀行の預金の総計は、その払込資本金にはるかに及ばない。すなわち一三年において後者は前者の約四倍となっており、二〇年末になってもまだそれは一・五倍弱である。この点からみるならば、一〇年代をつうじて国立銀行の多くが、自己資本を運用するいわば貸付会社の域にとどまっているのにたいし、第一国立銀行が他人資本を収集してこれを運用する近代銀行に近づいていることが看取されるのである。

後半期になると断然増加し、総預金額の二割ないし三割をしめるにいたっている。いまこの両者を、第13表と第16表と比べて比較してみると、だいたい第一国立銀行の官公預金の比重は、一〇年代前半を別とすれば(この時期には国立銀行の多くが草創期でまだ官公預金をとりあつかいえなかったであろう)、全国国立銀行の官公預金のそれを下廻っていることがわかる。しかも同行の官公預金の絶対額はかなりの額にたつている。このように多額の官公預金を擁しつつも、その比重が相対的に低い、ということは同行がすぐれて人民預金を吸収する能力のあったことをしめすものである。二〇年代にはいると、一般に国立銀行の人民預金は急速に増加し、官公預金もお若干増加するとはいえ、その速度は前者に比しはるかに緩慢であり、そのため官公預金の比重はしだいに低下するのであるが、第一国立銀行にあっては、そうした傾向が早くも一〇年代後半からあらわれてきているのであり、いわば同行が日本の銀行の先駆的な役割を果たしていたことが、この点からもうかがわれるものと思われる。このことは同行の資金構成における預金の地位にもあらわ

最後に注目すべきことは同行の人民預金の構成において当座預金の比重がかなり高いことである。同行の当座預金の比重は第15表で明らかであるが、それは本書でのちにみる第四、第七十七、第一百十七の諸国立銀行にくらべてもだいたいにおいて高くなっている。特に紙幣整理期においてそうした傾向をつよくしめしている。その理由は必ずしも明らかでないが、少くとも当座預金を利用するものは商人か産業企業家が圧倒的多数であろうから、このことからみて、同行の資金の源泉の主要な部分がこうした階層の短期的な遊休資金であったとみてよいであろう（定期預金もさきにみたように一〇年代後半にあっては商人・産業企業家からうけいたものが多くなったと思われる）。このことは同行の預金の動きが景気変動と比較的マツチして動いていることとあいまって、同行が商人・産業企業家との取引関係の多い銀行であったことを裏づけているものとみてよいであろう。

4 資金の運用

さて以上のようにして収集された資金はどのように運用されているか、いま第11表にまでたちもどって同行の資産をみると、その運用の中心をなしているのはやはり公債保有と貸出であることが明らかである。同表の「政府へ貸」は公債保有をしめすものと考えてよいと思われるが、その額は一〇年末の一四五万三千円から二〇年の二四三万四千円へとこの間一・六倍あまりとなっており、着実に増加している。なお一六年下期から日本銀行勘定があらわれ、毎年着実に増加して二〇年下期には四五万九千円となっているが、これは大部分は一六年の国立銀行条例改正にともなう紙幣消却のための日銀預け金勘定であり、それは日銀において公債となっているものと思われるから、これもいわば間接的な公債保有といえるのではなからうか。⁽²⁾もしそうだとするならば、この二つの勘定を合計したものの大部分が、同行の公債保有となるわけであり、それはかなりの額にのぼることとなる。

なお公債保有と関連して同行が日本における最初の公募公債である起業公債の募集に大きな役割を演じたことをつけくわえておこう。この公債は明治一年、起債額一二五〇万円、年六分利付で発行されたが、同行は三井銀行とならんで大蔵省から募集委員に任命され、種々準備をととのえたうえ、その募集にあたったが、同行への募入額は五三九万七千円におよぶという成功をおさめた。⁽³⁾

(1) もっともこの勘定のすべてが公債であつたわけではなく、このなかには若干の御用貸上金が入つてゐる場合もある。たとえば一四年度下の「政府へ貸」一五八万二千円はすべて公債であるが、一四年度下の「政府へ貸」一九五万一千円の中には御用貸上金九万二千円をふくんでいる。

(2) たとえば一九年末の日本銀行勘定は第11表によれば四二万三千円であるが、それは、「紙幣消却元資預金」四〇万七千円と「紙幣消却預金」一万六千円と僅少の「雑勘定」とからなつてゐる（「第二七回半季實際考課状」）。この「紙幣消却元資預金」というのは、紙幣消却のための甲種元資金と乙種元資金（これら元資金の詳細な規定については『明治財政史』第一三卷 五〇三頁以下をみよ）の兩者をふくんでいるように思われるが、そうだとするならば、それは日銀の手もとで公債になつてゐるものと考えていいのではなからうか。

(3) 詳細については『第一銀行史』二三四―六頁、「第十一回半季實際考課状」をみよ。

しかし公債保有の額がかなりにのぼつたといつても資金運用の中心をなすものは、なんといつても貸出金であつた。貸出はさきにみたように小野組の破産以後貸出条件を嚴重にしたこと、また基本的には營業資金が涸渇したことなどに制約されて八年度下期から九年度上期までは減少・停滯をつづけたのであつたが九年度下期にいたつてようやく回復にむかい二七三万八千円となつた。一〇年代にはいつてからの貸出金の趨勢ならびにその内訳は第17表に明らかであるが、それは一〇年末の二六三万円から二〇年末の七三一万円へと、この間二・七倍の増加をしめし、その増加速度はさきにみたこの間の預金の増加速度を凌駕するものがあつた。しかしこの間一路増加の道をたどつたというわけではなく、

第一章 第一国立銀行

第17表 貸出金勘定

(上段実数・下段比率)

年度	貸付金	府内(当所) 割引手形	当座預金 越貸	期限 過貸	滞貸付金	荷為替手形	合計
明治10上	2,292,711	55,878	256,361	31,661	51,166		2,687,777
	85.0	2.7	9.5	1.2	1.9		100.3
10下	2,077,738	106,280	368,354	27,360	50,866		2,630,598
	78.7	4.3	14.0	1.3	1.9		100.2
11上	2,211,473	4,318	603,998	14,253	50,800		2,884,842
	76.5	0.2	20.8	0.5	1.8		99.8
11下	3,530,827	16,361	905,860	45,469	73,210		4,571,727
	77.1	0.4	19.8	1.0	1.6		99.9
12上	2,596,802	6,000	1,071,798	64,256	66,437		3,805,293
	68.2	0.2	28.2	1.7	1.7		100
12下	3,291,858	41,242	1,413,214	21,278	64,657		4,832,249
	68.1	0.9	29.2	0.4	1.3		99.9
13上	2,439,506	135,844	1,096,437	22,154	39,879		3,733,820
	65.3	3.6	29.4	0.6	0.7		99.6
13下	2,120,009	215,879	735,624	80,873	25,165		3,177,550
	66.8	6.8	23.2	2.5	0.2		99.5
14上	2,244,833	473,242	775,180	44,356	21,395	69,160	3,628,166
	61.8	13.0	21.4	1.2	0.6	1.9	99.9
14下	3,077,609	503,936	691,365	62,515	23,437	257,958	4,616,820
	66.5	10.9	15.0	1.4	0.5	5.6	99.9
15上	2,244,090	211,855	638,622	55,759	46,350	126,291	3,322,967
	67.5	6.4	19.2	1.7	1.4	3.8	100
15下	1,947,578	368,803	599,603	134,388	52,059	400,989	3,503,420
	55.5	10.5	17.1	3.8	1.5	11.4	99.8
16上	2,188,153	642,360	585,943	100,695	70,379	59,545	3,647,075
	59.9	17.6	16.1	2.8	1.9	1.6	99.9
16下	3,274,951	773,835	556,744	67,319	71,905	219,624	4,964,408
	65.8	15.5	11.2	1.4	1.5	4.4	99.8
17上	2,987,411	539,326	647,346	54,509	77,305	146,642	4,452,539
	67.1	12.1	14.5	1.2	1.7	3.3	99.9
17下	3,221,708	563,224	758,918	48,690	76,679	422,012	5,091,231
	63.3	11.1	14.9	0.9	1.5	8.3	100
18上	2,473,343	308,661	508,386	68,089	78,633	175,998	3,613,110
	68.5	8.5	14.1	1.9	2.2	4.9	100.1
18下	2,985,224	450,961	374,862	80,057	73,657	675,890	4,640,651
	64.5	9.7	8.1	1.7	1.6	14.6	100.2
19上	2,986,989	414,578	307,621	69,622	60,459	161,557	4,000,826
	74.6	10.4	7.7	1.7	1.5	4.0	99.9
19下	3,748,554	469,572	411,843	79,498	77,967	1,215,968	6,003,402
	62.5	7.8	6.8	1.3	1.3	20.2	99.9
20上	3,845,629	639,552	478,348	90,354	77,060	500,336	5,631,279
	68.3	11.3	8.5	1.6	1.4	8.9	100
20下	4,867,862	709,128	612,008	76,712	70,964	974,037	7,310,711
	66.6	9.6	8.3	1.5	1.0	13.2	100.2
21上	4,111,869	750,210	832,747	94,946	64,724	201,063	6,055,566
	67.9	12.4	13.8	1.6	1.1	33.2	100.3
21下	4,576,022	1,195,387	797,336	80,290	52,556	375,042	7,076,633
	64.8	16.9	11.3	1.1	0.7	5.3	100.1
22上	4,304,778	1,528,267	921,287	106,380	55,105	278,470	7,194,287
	59.8	21.2	12.8	1.5	0.8	3.9	100
22下	4,915,062	1,271,645	1,120,906	80,635	54,834	426,498	7,869,580
	62.5	16.2	14.2	1.0	0.7	5.4	100
23上	4,686,075	1,124,511	1,324,263	72,178	50,244	296,993	7,554,273
	62.0	14.9	17.5	0.9	0.7	3.9	99.9

『第一銀行史』巻末 半季実際報告表より作成。

第18表 預金と貸出

年 度	預金(A)	貸出(B)	B/A
明治10年末	2,925,109	2,630,598	0.89
11	4,117,752	4,571,727	1.11
12	4,083,965	4,832,249	1.18
13	2,430,001	3,177,550	1.31
14	2,874,886	4,616,820	1.61
15	2,782,374	3,503,420	1.26
16	4,947,691	4,964,408	1.00
17	4,207,723	5,091,231	1.21
18	4,718,703	4,640,651	0.98
19	6,396,340	6,003,402	0.94
20	5,324,939	7,310,711	1.37

明らかである。すなわち預金にたいする貸出超過は一三―一五年ではかなりはなはだしいものとなっているからである。⁽⁴⁾その後は、一六―一七年には増加し、一八年には減少する。しかし一九年以上降には急激な増加をしめすようになる。一八年の減少はこの時期の景気沈滞を、一九年以上降の増加はこの時期における企業勃興にもとづく資金需要の旺盛を反映するものであろう。一九年の貸出は一八年に比し急激に増大しているが、この時は預金もまた急増しているので、その貸出額は預金の範囲内にとどまっていた。なおこの貸出の起伏は預金の場合とほぼ同じく、この時期の景気変動とだいたい軌を一にしている点は注目すべきであらう。

そこには若干の起伏があった。いまそのあとをたどってみると、一〇―一二年はかなりの速度で増加する。これはいうまでもなくインフレーションの影響をうけたこと、またのちにふれるように新たに貸出業務を伸張させるべく種々の努力が払われたためであらう。しかし一三上期から減少しはじめ、一四年には一時増加をしめすが、一五上期からふたたび減少しはじめ一六上期まで停滞をつづける。これは一三年からインフレーションの悪影響や紙幣整理の開始などによって預金が減少したため、それに制約されて貸出が活発におこなわれなかったからであらう。しかしこの間、預金の減少に比して貸出の減少の程度が少なかったことは第18表をみても

(4) もっとも、貸出超過の点を全国国立銀行についてみれば、一三年末では預金一、四九一萬五千元、貸出五、八一五萬八千元、一四

年末では一、九五八萬三千元、七、八一二萬三千元、一五年末では一、九七一萬四千元、七、〇三六萬八千元であったから『明治財政史』第一三卷四四四―五頁)、それぞれの年の貸出超過は約三・九倍、四倍、三・六倍となり、したがって第一国立銀行の貸出超過の

程度は、これにくらべればはるかに輕微なものであったといわなければならぬ。

さてつぎに貸出の内訳をみると、いちばん多いのが貸付金である。その比重は一〇年末で八五%をしめ、以来一〇年代なかばまで漸次減少して一五年末には五五・五%となるが、その後一六年には増加して六五%をしめ、一〇年代後半にはだいたい六割台の比重をもちながら推移している。(もつともこれに期限過・滞貸付金⁽⁵⁾をくわえるとその比重は一〇三%ほど増大する。しかしこれら期限過・滞貸付金というものはすべて貸付金にかぎられていたと断言するわけにはいかない。あるいは手形で決済されえなかったものもふくまれているかもしれない。)

(5) 前掲『銀行熟語解』によれば、期限過貸付金とは文字どおり「返済の期限ノ過去リタルモノ」であり、滞貸付金とは「我國ニテハ體カナル抵当物或ハ確實ナル引受人アル貸付金ヲ除クノ外其返済ノ期限ヲ過グルコト六ヵ月以上ニ及ブモノハ都テ之ヲ滞貸金ト看做シ……」(前掲『日本金融史資料』第六卷八―九頁)とある。なお、この滞貸付金の規定は、明治五年の国立銀行条例第一三条第七節にもとづくものと思われる。

ところで貸付金の利率・期限等の条件はどうであつたかといへば、一〇年代前半にかんしては「實際考課状」に若干記載してあるのでわかるが、後半になると、考課状がまえにもふれたように簡略化されるのでよくわからない。第一三回半季實際考課状(二二年下)によれば東京本店の貸付金の利子は八歩―一割二歩、大阪支店のそれは七歩二厘―一割五歩、平均一割二歩、横浜支店では一割―一割五歩、西京支店では一割―一割三歩となっており、東北地方の盛岡支店では九歩―二割、仙台支店では六歩―一割五歩、石巻支店では一割二歩―一割五歩で、この地方はやや高くなっている。最高と最低の幅はかなりひらいており、最高は盛岡支店の二割で最低は大阪支店の七歩二厘である。⁽⁶⁾ 期限は東京本店では三ヵ月―一ヵ年、最多六ヵ月、大阪支店では一日―六ヵ月、平均三ヵ月、横浜支店では半ヵ月―六ヵ

月、西京支店では二ヵ月～六ヵ月、東北地方の盛岡支店では五日～六ヵ月、仙台支店では一ヵ月～六ヵ年、石巻支店では一ヵ月～六ヵ月となっている。仙台の六ヵ年を例外とすれば貸付金の期限は最短大阪の一日から最長東京一ヵ年となるわけである。⁽⁷⁾なお抵当については、第一三回半季實際考課状には「前季ト大同小異ナルヲ以テ一々之ヲ記セス」とあるが、その前期にあたる第二回考課状（二年上）には、本店の貸出金の抵当は諸公債・米穀・金銀銅塊・紙類地券類、大阪支店のそれは公債・地金銀・米穀・紙・砂糖・鯉節・油の類で地所・家作の類は極めて稀であると記載されており、横浜支店では生糸・羅紗・諸公債・西京支店では公債・古金銀・生糸、神戸支店では公債・地金銀・米穀・生糸金巾、盛岡支店では秩禄・金禄公債・米穀・生糸・地金銀、仙台支店では公債・生糸・繰綿・地券、となっている。これで見ると一〇年代の前半の担保物件は、公債と米穀・生糸等の有価証券ならびに諸商品、それに地金銀であつて、不動産抵当は比較的少なかったように思われる。⁽⁸⁾

(6) なお第一四回考課状（二三年上期）の貸出利率についての記載もたいたい第一三回考課状と同じである。東京（九歩～一割二歩）西京（一割八厘～一割五歩）仙台（八歩～一割五分）盛岡（八歩～一割五分）で、大阪、横浜、石巻の各支店は二三年下期と全く同じである。

(7) 第一四回考課状についての記載も第一三回のそれとたいたい同様で大阪では三日～六ヵ月と前年同様極端に短期なものがあり、仙台では六ヵ年～三ヵ月とやはり非常に長期なものがある。ただし盛岡では五日のものがなくなつて一ヵ年～一ヵ月となっているが、石巻では一日～六ヵ月と非常に短期のものがある。

(8) 第一四回考課状の抵当にかんする記載は第一二回のそれとほぼ同様である。ただ西京支店で「同店定期預り証書」が担保となっていること、仙台支店に株券担保があること、また藍玉といった商品も担保とされている点などが異なる程度である。

さてこうした条件のもとでおこなわれた貸付の貸付先はなんであつたか。この点についても一〇年代後半の考課状には記載がない。ただ第一四回考課状（二三年上期）は、本店については「其借主ハ前書ノ物品（抵当物としてあげた米穀

生糸・丁銅等——引用者）ヲ売買スル商人及士族等ニシテ小高ノ貸金ハ多ク士族自己所有ノ公債証書ヲ抵当トシテ借入金ヲ為スモノナリ」とのべ、大阪支店については「借主ノ身分ハ銀行会社、藍、米、質、唐物、木綿、藥種商、及荷請問屋、酒造、紙、金物、青蘆、砂糖、書籍、蚊帳、醬油、蠟商ソノ他諸官庁用達、株式仲買、士族等ニシテ米穀商及荷請問屋等多キニ居ル」とし、横浜支店については「公債担保ハ商人、物品抵当ハ売込引取ノ商人」とあり、西京支店では兩替商、呉服商、士族、神戸支店では米商人、貿易商、士族、仙台支店では「借主ハ多クハ士族、生糸商人、或ハ雜業ヲ営ムモノナリ」とし、石巻では「米商又ハ太物、砂糖商ナリ」とし、盛岡については「士族、農商又ハ銀行ナリ」と述べている。

この記述をみれば、一〇年前半期における第一国立銀行の貸出先は商人および士族であるが、だいたい前者が中心であり、後者にたいしては、公債担保で若干の貸付がなされていたように思われる。もつとも同考課状にはこれらの貸出の比率は明示されておらず、ただわずかに大阪支店につき「米穀商人及荷請問屋等多キニ居ル」としるされているにすぎないから、このことが確証できるわけではない。

以上同行の貸付金について見てきたが、その期限も抵当物件もかなりまちまちであるから、この貸付金の性格を簡単に規定することはできない。たとえば大阪支店や盛岡・石巻支店ではきわめて短期の貸付がおこなわれているかと思えば、仙台支店では六カ年といった長期貸付がある。このきわめて短期なるものは、その貸付先をあわせて考えてみると、大阪支店や盛岡支店には「借主ノ身分」に「銀行」があるから、あるいはコール資金の類であったかもしれない。また仙台支店の長期貸付は士族貸付であつたかもしれない。しかしながら全体を概括して考えるなら、一〇年代の前半の時期については貸付期限がだいたい六ヵ月以内のものが多⁽⁹⁾いこと、担保物件に公債や多くの商品があげられていて不動産が少いこと、などからみて商人にたいする商業資金がかなりの部分をしめていたものと考えられ

るのではなからうか。そしてこれにつぐものとして公債担保による、期限のやや長い士族貸付があったのではなからうか。なお一〇年代後半になり、とくに一九年の企業勃興の時期をむかえると貸付金は急増してくるが、この時期の貸付金の性格が、一〇年代前半のそれと同一であるかどうかは疑問である。あるいは、この時期になるとこの貸付金のなかには資本信用とみるべきものがかなりふくまれてきたかもしれない。しかし課状が簡略になってきたので、この間の事情を課状でうかがうことは困難である。なお『第一銀行史』はこの時期の「渋沢頭取の財界活動」なる項目をもうけて渋沢が、日本郵船、日本鉄道、東京瓦斯、東京電燈、三重紡績、石川島造船所、東京人造肥料、京都織物、北海道製麻、日本煉瓦、日光鉄道、両毛鉄道、水戸鉄道その他多くの会社にいろいろな資格で関係したことを述べている（同書五四九頁）が、すでにふれたように渋沢が多くの子会社の設立に参加し、あるいはそれを援助したのは、ひとつには第一国立銀行の健全な取引先をつくりだすことにあった、といわれているところから考えれば右にあげた諸会社のうちには同行と密接な関係をもつものがあつたことは充分想像されうるところである。これら諸企業と同行との関係についてはなお検討を要するが、そのさいこれらの諸会社の側から、その資金関係をたどることもこの問題についての重要なアプローチの方法といえよう。

(9) 一二年の下期では、大阪、横浜、西京、盛岡、石巻の各支店ではいずれも六ヵ月が最長である。それ以上に長期の貸付をしているのは東京の一ヵ年（もっとも東京でも最も多いのは六ヵ月とされる）と仙台の六ヵ年である。

つぎに貸付金について多い当座預金貸越についてみよう。それは一〇年末の三六万八千円から二〇年末の六一万二千円へとこの間約一・六倍あまりとなっているが、その増加率は貸付金のそれに比してはるかに低くなっている。その起伏をあとづけてみると、それは一〇―一二年のインフレーションの時期には急速に増加して一二年下期には一四

一万三千元（一〇年代を通じて最高）になり、総貸出金の約三割をしめるようになった。しかしその後は一路減少の方向をたどって一六年度下期には五五万六千元になり一七～一八年度上期には若干増加したものの一八年度上期以降にはふたたび減少し、一九年度上期末には三〇万七千元と一〇年末の残高すら下廻り、その比重も七%台となった。同年以降、企業勃興の影響をうけてか、その絶対額は増加し、二〇年度下期には前記のように六一万二千元にまで回復したが、他の預金も急増したのでその比重は八%台にとどまった。

当座貸越の貸越条件についてみると、まず利子については、第八回半季實際考課状（二〇年度上期）には東京本店の「其利足ハ一般、年一割ヲ以テ定度トナス」とあり、大阪支店及横浜支店の「利息ノ分ハ蓋本店ト同一ナリ」とある。第九回・第一〇回・第一一回半季實際考課状にも同様のことが記述してある。第一二回（二二年度上期）の考課状には仙台・石巻支店の当座貸越の利子率が一割～一割二歩とあり（本店・大阪・横浜・西京各支店は一割）、したがって東北地方の貸越利子がやや高くなっていることがわかる。第一四回（三三年度上期）の考課状は、大阪・横浜・西京・仙台的各支店では一割～一割二歩となっており、当時の金融逼迫を反映してそれが騰貴の傾向にあったことをしめしている。なおこの期の考課状は、当座貸越の根抵当として石巻支店をのぞいて各店とも公債が用いられていること、そのほか東京本店・横浜支店では地券、西京支店では古金銀、仙台では古金銀および地券、石巻支店（この支店では無抵当もある）では米穀、神戸支店では地金銀、盛岡支店では「成規ノ手續ヲ経タル田畑・宅地」が用いられていたことをしている。なおこれらの利用者は東京本店では「諸商人、銀行諸会社」、大阪支店では「米、唐物、綿、酒、紙、藍、呉服、砂糖等ノ商人」、横浜支店では「売込引取ノ商人、機関師、土木受負師」、西京支店では「呉服商」、仙台支店では「農、雑業、魚商人」、石巻支店では「米、豆、生糸、太物、質屋ソノ他雑種兼業」する商人、となっている。また神戸支店では日本商人のほかに「在留清国人」にも口座をひらいていた。なお第一五回以降の考課状にはおおむね金額のみが

しるされていて、このようなたちいった記述はない。なお第一三回半季實際考課状には一二年下期の当座預金約定先が記載されているが、それによればその数は、東京本店九四人、大阪支店一四一人、横浜支店二〇人、西京支店一二人、神戸支店一五人、仙台支店四人、石巻支店三人、朝鮮支店六人となっており大阪が一番多い。⁽¹⁰⁾

(10) 東京本店の約定先には王子製紙、郵便汽船、三井銀行、三井物産、起立工商会社といった有力会社や、個人では五代友厚、小野善右衛門、田中平八、渋沢喜作の名前がみえ、その他多数の銀行がある。大阪はさすが約定先の数が一番多いが、大倉組や藤田伝三郎、住友吉左衛門、辰馬半右衛門などがあり、横浜支店には三菱会社、平沼専蔵等があり、当時の有力な商人の名があらわれてきている。

つぎに割引手形についてみると、それはまだ一〇年代ではたいした額をしめていない。しかし、その発展の速度はかなり急激なものがある。すなわち一〇年下期に約一〇万円程度であったその残高は一一一二年までは減少しているが一三年以後急速に増加して二〇年末にはその七倍の七〇万九千円となっており、その総貸出残高にしめる比率もこの間四・三%から九・六%に増加している。明治のはじめは、手形割引がおこなわれなかったので、政府はその奨励に力をいれ、第一国立銀行はこれに協力して卒先、その普及につとめ種々努力をかさねたが、一〇年代においてはまだその成果が充分にあがったとはいえない状況にあった。⁽¹¹⁾しかし一〇年代末期にそれが増加してきたのは基本的にはこの時期に好況がおとずれたことに基因していたとはいえ、なお手形法制の整備や第一国立銀行の努力などもそれにあずかって力あったものといえよう。

(11) たとえば明治一〇年、第一国立銀行は割引手形取引の改善をこころみようとして「売掛け代価割引手形の法」の開始を企図し、大蔵省に伺書を提出して政府と種々折衝し、その結果一一年から手形裏書の書式がここに初めて一定し、証書面金高一〇円以上たといかに多額にのぼるともすべて一銭の印税で取引できることとなった、といわれている(詳細については『第一銀行史』上 三五七―三六三頁、『明治財政史』第三卷 六七二―六八一頁をみよ)。また同行は一二年七月には割引手形取扱規則を定めて取引先の便宜をはか

つた(『第一銀行史』上 三六三―四頁)。また手形法規の制定にも同行は大きな役割を演じている。その具体的事情はつぎのとおりである。すなわち第一国立銀行は他の諸銀行にさきだち手形取引をおこなったが、その実務遂行にさいし種々の問題が生じ、これが解決のためには是非とも手形法規の制定を必要とするにいたった。たとえば一四年一〇月渋沢栄一の銀行課長岩崎小二郎宛の書状(『第一銀行史』上 三九〇頁以下)は、「手形取引ニ付法律上之懸念」を略記し、「御審案御教示」をこうたものであったが、それは同行が現実には手形取引をおこなうに如何に多くの困難に際会したかをしめすものであった。こうした事情のもとに東京銀行集会所から一四年七月には手形法規制定の願書が提出され、一五年二月一日には太政官第五七号を以て為替手形・約束手形条例が布告されるにいたつたのである。(この点、詳細については『第一銀行史』上 三九〇頁以下および『明治財政史』第三卷 六九〇頁以下をみよ。)

つぎに荷為替手形についてみよう。半季實際報告の貸出金勘定の残高に荷為替手形の残高があらわれてくるのは、第17表に明らかなように一四年上半期以降のことである。しかしその金額は一四年下期で二五万七千円程度で、総貸出残高の約五%程度をしめるにすぎなかった。しかしそれは年を追うごとに次第に増加し、とくに企業勃興期の一九年には急激に増加して約一二万六千円となり、その比重も二〇%をこえることとなつた(二〇年末は九七万円に減少)。ところで荷為替取引は、すでに述べたように、小野組破産以後、同行が新たな貸付活動の分野を開拓するさいにとりあげられたものであり、その最初は生糸荷為替であり、その取扱地域は上州から遠く福島にまでおよんでいた。その後九年下半年にいたり米穀荷為替取扱を企劃している。すなわち第七回半季實際考課状は「陸羽地方ハ多ク米穀ノ産ス、是ニ因テ宮城岩手両県ノ間に於テ當銀行ノ出張所ヲ設ケ其米穀荷為替取扱ノ業ヲ営ムベキ方策ヲ起シ……之ヲ紙幣寮ニ請願ス、八月四日允准セラルルコトヲ得タリ」とあり、さらに第八回半季實際考課状(一〇年上半期)は「宮城県下荷為替出張所ノ如キハ前季ノ集會に於テ已ニ報告シ爾後同所ニ派員ヲ置キ又當本店ニ於テモ其一課ヲ設ケ兩地通照シテ其業務ニ従事セリ殊ニ陸羽地方ハ恰モ昨年ノ豐作アツテ米穀賤値ヲ極メ其人民翹足シテ當方ノ出張ヲ覓望スルノ機ニ会シ已ニシテ出張所ヲ設クルニ及ヒ各商估競ツテ荷為替又ハ抵当貸金ヲ請求スルモノ日一日ヨリ盛ナルニ至リ

……』と述べている。なお『第一銀行史』上は、これに関連して、「荷為替貸付の取扱は……各地方において行い來つたが、一般商取引の発達に應じてさらにこれを拡張するため明治十年五月売買品受合營業規定を定めて得意先に配布した。それは東京・横浜・京都・大阪・神戸・宮城等の商人が自身奔走の勞を費さずに商品売買を行い得るように便宜をはかうとしたもの」(同書三六六頁)であるとし、さらにその証書の様式をかかげたのち「右の方法は荷為替取引ならびに代金取立の一種であるが、商業制度がまだ充分に発達しなかつた當時のことであるから、当行は貨物の販売にまで立入って周旋の勞を取つたものと考えられる。しかしかくては銀行がみづから商業に従事する嫌いがあるとの説が起り、後にはこれを改めて純然たる荷為替取扱の様式に変更した」(同上三六九頁)と附言している。

(12) なお同考課状は、「右營業ニ依テ該地ニ於テ振出スヘキ當銀行ノ手形ヲ其地方人民ノ租税上納ニ用ヒントストキハ之ヲ県庁ニ収納セラレンコトヲ十一月一日復タ大藏省ニ請願シ其十六日指令ヲ得テ翌日更ニ紙幣寮ニ請願シ、十二月十五日遂ニ允准セララルコトヲ得タリ」と述べている。このような業務は地租金納化の進行を背景としておこなわれたものであり、創業當時の三井銀行も同様な業務をさかんにおこなっていた。この点『三井銀行八十年史』九一―四頁ならびに加藤俊彦「地租金納化と米穀の商品化についての覚書」(宇野弘藏編『地租改正の研究』下、所収)一八六―一九一頁をみよ。

このように第一国立銀行の荷為替取引はかなり早くからおこなわれていたようであるが、前述したように半季實際報告に荷為替手形の残高があらわれてくるのは一四年上期以降のことであつた。その理由は、たまたま決算期において荷為替手形が決済されていて残高がなかつたためなのか、あるいはそれが荷為替貸付として貸付の勘定のなかにくみいれられているのか、その点はわからない。そこでともかく「半季實際考課状」に記載されている「本店及他店ノ間ニ於テ取組タル荷為替の金額」をまとめてみると第19表のごとくである。この表によれば一〇年―一四年の期間では、荷為替取組高はそれほどたいした金額をしめさず、それが重要性をもつてくるのは一〇年代後半であることが明

らかである。なお「第十七回半季實際考課状」(一四年下期)には荷為替取組金高の記載とともに「物品」という欄があつて種々の商品名が記載されている(第19表参照)。これはおそらく荷為替が取組まれるものになつた商品と思われるが(もつとも、そのうちに「公債」「地金銀」と記載されている場合があり、この点理解にくるしむのであるが、それは、公債・地金銀が荷為替の担保となつてゐる、との意味であらうか)、そのなかには生糸・米が多くあらわれてゐる。

なお最後に支払の媒介業務と関連して為替約定について一瞥しておこう。国立銀行条例改正前においては、国立銀行の数も少くその發展は微々たるものであつたが、条例改正後、各地に国立銀行が設立され、隔地者間の商取引の利便は頗る増進し、為替約定の範圍はひろまりその發展はしだいに急速となつてきた。一〇年代初頭の第一国立銀行のコレスボンデンス約定をみると一〇年下半期には本店分六、大阪支店分六、横浜支店分二、神戸支店分二、合計一六であつた(『第一銀行史』上 三七〇―三七二頁)。これにたいし一九年では本店分五八、大阪支店分四七、西京支店分三二、神戸支店分七、仙台支店分八、石巻支店分二、福島支店分三、新潟支店分一〇、秋田支店分一〇、四日市支店分六、横浜支店分一四、盛岡支店分八、朝鮮支店分六、合計二二一(第二十七回下半季實際考課状による。ただし同考課状にはコレスボンデンス先は合計二二〇個となつてゐるが、それは計算上の誤りで二二一個と思われ)にまで増大してゐる。なお『第一銀行史』上、によれば、一三年三月にはコレスボンデンス約定が改定され、この時から「コレスボンデンス約定の利率従来貸越年八分、借越七分、抵当はその約定限額の三分の一を預りおいたのを、貸越の根抵当として約定書の金額に相当する公債を時価に照らして預り、貸借の利息は共に年一割と定め、旧約定を解いて新たにこれを締結した」(三七三頁)のであつた。このように一〇年代をつうじて、コレス契約の網は全国的にひろがり貨幣取引業務はますます發展したのであつた。いまちなみに明治一〇年末の為替取組高と一九年末のそれとを比較してみると第20表のごとくで

明 治 14 年	明 治 17 年	明 治 19 年	明 治 23 年
17,830 生糸 綴糸 西京(5.4) 40桐生支店(5.4)	57,211	41,462	66,786
23,933 和製洋紙・公債証書 東京(18.1)	46,127	293,966	41,498
13,505 唐糸生糸 唐糸 西京(6.6) 大阪(4.5)	357,849	433,795	320,656
30,650 公債証書 生糸 東京(28.2) 福井 92(2.4)	17,933	32,888	23,760
56,436 紙・砂糖・牛皮・鯨節 東京(53.9)	87,319	92,759	328,809
175,950 生糸 福島(136.6) 東京(31.5)	151,473	418,485	114,704
107,705 米・生糸 生糸 東京(71.8) 福島(27.6)	323,883	201,506	64,120
243,294 地金銀他 生糸 米 東京(127.6)福島(52.7)石巻(35.3)	334,239	379,639	199,229
69,935 生糸・米 東京(51.7)	177,796	352,378	287,101
	797,475	1,448,490	601,110
	542,126	478,032	301,675
	103,478	140,111	323,523
			2,310
			13,200
} 砂金・米・豆・布・のり 東京(73.3)	} 13,057	62,166	269,185
			222,543
844,132	3,009,971	4,375,680	3,180,214

第一章 第一国立銀行

第19表 荷為替取組高〔単位円、()内は千円〕

	明治 10 年	明治 11 年	明治 12 年
東京本店	6,540 仙台(5.7) 石巻(0.8)	2,285 大阪(1.3) 朝鮮(0.8)	25,468 西京(19.0) 仙台(2.1)
大阪支店	66,448 本店(37.4) 横浜(29.0)	32,110 横浜(21.6) 東京(10.4)	68,951 東京(43.1) 横浜(7.6)
横浜支店	14,250 西京(13.6) 大阪(0.6)	55,209 西京(40.6) 大阪(12.4)	241,573 西京(143.2) 大阪(97.2)
西京支店			17,410 東京(13.7)
神戸支店	790 大阪	213,016 横浜(145.0) 東京(66.2)	126,139 東京(123.4)
仙台支店	2,590 東京	8,310 福島(7.2) 東京(1.1)	
石巻支店	106,954 東京	26,785 東京	57,905 東京(56.5)
盛岡支店		127,808 東京(116.6) 福島(10.8)	89,930 東京(47.4) 石巻(4.3)
秋田支店			
福島支店			
四日市支店			
新潟支店			
金沢支店			
宇都宮支店			
朝鮮釜山浦支店		{ 1,360 長崎(1.2)	{ 17,621 大阪(5.1)
朝鮮仁川支店			
その他		1) 33,339	2) 256,163
合計	197,572	500,222	901,341

- 1) 岐阜ヨリ横浜へ 17.9千円、石巻ヨリ東京へ 8.2千円、長崎ヨリ朝鮮へ 5.4千円、その他。
2) 各地取引先(第一銀行本店以外)ヨリ横浜へ 208.4千円、西京へ 11.7千円、その他。

第20表 為替取組表

A 明治10年下期

各地へ取組ミ タル金額	店 名	各地ヨリ取組マ レタル金額
1,405,696	東 京 本 店	899,262
1,167,304	大 阪 支 店	1,513,023
482,469	横 浜 支 店	765,876
1,412	神 戸 支 店	122,819
19,863	西 京 支 店	107,894
37,123	宮 城 出 張 所	33,846
62,995	石 巻 出 張 所	157,725
3,347,862	合 計	3,600,445

B 明治19年下期 (御用手形)

各地へ取組ミ タル金額	店 名	各地ヨリ取組マ レタル金額
378,265	東 京 本 店	1,254,832
166,475	大 阪 支 店	136,701
85,836	横 浜 支 店	103,378
18,842	西 京 支 店	133,136
32,626	神 戸 支 店	101
189,420	仙 台 支 店	210,871
120,375	石 巻 支 店	4,899
472,607	盛 岡 支 店	173,864
435,837	秋 田 支 店	104,408
7,645	福 島 支 店	1,581
11,111	四 日 市 支 店	9,245
25,025	新 潟 支 店	92,814
1,194	朝 鮮 支 店	5,496
1,945,258	合 計	2,231,325

C 明治19年下期 (送金手形)

各地へ取組ミ タル金額	店 名	各地ヨリ取組マ レタル金額
1,625,328	東 京 本 店	3,713,233
884,300	大 阪 支 店	2,205,909
681,912	横 浜 支 店	1,048,374
474,410	西 京 支 店	726,951
561,587	神 戸 支 店	365,714
792,907	仙 台 支 店	242,110
263,925	石 巻 支 店	133,463
322,688	盛 岡 支 店	185,308
467,800	秋 田 支 店	394,958
783,225	福 島 支 店	157,167
527,959	四 日 市 支 店	88,109
359,509	新 潟 支 店	179,288
52,812	朝 鮮 支 店	21,654
7,798,362	合 計	9,462,239
9,743,620	A + B 合 計	11,693,564

あり、この間いちじるしい発展があったことが明らかである。なお一〇年末においては御用・人民の区別が明らかでないが、一九年末においても御用送金手形がかなりの額にのぼっているところからみて、一〇年末においては官公金送金の比重もかなり高かったと想像される。

さて第一国立銀行の資金運用の構造はだいたい以上のごとくであるが、いまその特徴ともいべきものを要約すればつぎのようである。まず第一に注目されることは同行の資金運用の中心が貸出にあったことである。のちにみるように、一〇年代においては国立銀行のなかには貸出活動をおこなうことができず、わずかに公債投資によって生きているものがあつた⁽¹³⁾。それらにくらべれば第一国立銀行の貸出は、はるかに活発である。これは同行が優良な貸出先をもっており、すでに公債保有機関といった性格を脱却して金融機関たる性格をそなえていたことをしめすものである。つぎに貸出の内容をみれば、その中心をなすものが貸付であつて割引手形が未発展にとどまっていることが注目されるべきである。このことは一見すると同行が金貸的性格を濃厚にもつていたことをしめしているようにも思わ

れる。しかしさらにたちいつて考察すると、その貸付には期間の短いものが比較的多く、その貸付利子もかなり低い。また貸付の担保は不動産は少く商品・有価証券が多い。このことからみれば、同行を地方の国立銀行によくある金貨的銀行と同一視することはできない。むしろ、以上の事実は同行の貸付が商人を主たる対象としていたことをしめすものである。このことと、当座貸越がかなりの額にたつしていること、またコルレス契約の発展にともない支払媒介業務が伸張していること、などをあわせて考えてみるならば、一〇年代における同行は、いわば商人の銀行たる地位を確立しつつあったものと推定しても大過あるまい。それとともに一〇年代後半においては産業資本との関連をもってきたものと思われるが、この点については本稿においては明確にしえなかった。

(13) 第二章でみるように、第四国立銀行では明治一二年以降日清戦争中頃に至るまで、その公債保有高は貸出高を上廻っていた。また第三十七国立銀行でも、一〇年代では同様の傾向をしめし、その公債保有高は貸付高を凌駕している。

四　　む　　す　　び

さて以上述べてきたように第一国立銀行は明治六年に設立されたのであったが、それは九年の国立銀行条例改正までは、まだ近代的銀行としての体をそなえることはできなかった。草創期における同行の業務は、三井・小野両組の恣意的な営業方針のために乱脈をきわめ、流石の渋沢栄一も総監役の地位にこそあったが、これを統御することはできなかった。さらに政府の官公金取扱に関する方針の変更やインフレーションにもとづく兌換券発行の困難は草創期の同行の営業資金を涸渇せしめ、そのままの状態では同行の近代的金融機関としての確立をほとんど不可能ならしめたようにみえた。しかし、小野組の破産を契機として渋沢は同行の営業方針をたてなおし、くわえて九年に国立銀行

第21表 純益金処分

年	純益金	別段積立金 (1)積立金	割賦金	配当率	後半期 後達高
明治				1株につき (100円)	
11年下	194,060	32,000	120,000	8 円	42,060
13年下	195,866	35,000	120,000	" 8	40,866
15年下	186,006	30,000	135,000	" 9	21,006
17年下	197,822	40,000	135,000	" 9	22,822
19年下	179,540	20,000	135,000	" 9	24,540
20年下	261,813	100,000	135,000	" 9	26,813

条例が改正されるにおよんで、ようやく同行の発展の道がひらかれた。かくて一〇年代における同行の躍進がはじまるのである。そのくわしい内容については、すでに述べたからここではくりかえさない。要するにこの間において同行は資金吸収の面では草創期にみられるような官公金への依存から脱却し、しだいに商人の遊休資金をあつめるようになり、運用面では他の国立銀行に比し、はるかに活発な貸付をおこなうようになったのである。それは政府の、あるいは三井・小野の専属的な機関からしだいに一般の商人の取引銀行になっていったのである。そして一〇年代後半においては、さらに産業企業家の取引銀行になっていったのであり、その意味で日本の他の諸銀行の近代化の先頭にたっていたのである。最後に一〇年代における同行の営業成績ならびに損益計算を以上のことを念頭におきながら瞥見すれば第21表のごとくである。すなわち一〇年代における配当率は、草創期におけるそれが四・五%であったのにたいし、八・九%と上昇している。また第22表の損益計算書をみると、「利益」の部についていえば利息収入がもつとも大きな比率をしめているが、一〇年代をつうじてみると、その比重は若干減少している。これにたいし、割引収入は一年末ではわずか二%であったのが二〇年末には一・二%になっている。これはこの時期における同行の手形割引の発展をしめすものであろう。そして貸出から生じる利益（利息+割引）は一年の四六・二%から五一・七%へとその比重をましている。これにたいし公債証書利息はこの間一四・六%から一三・二%へと減少し、公債証書売買益も減少している。要するに、同行の利益の生ずる源が貸出活動に集中してきたことをしめすものである。なお「損失」のほうについていえば、純益金を除外すれば、その最大の項目はいうまでもなく支払利息であるが、なお給料の

第22表 損益計算

損益計算書 (利益)

年	利 息	割 (1)	引 手 数 料	諸 公 債 利 息	公 債 証 書 利 益	交 換 打 歩	地 金 銀 庫 舗	前 半 期 越 準	雜 益	公 債 的 益	金 銀 貨 交 換 打 歩	雜 費 其 入	前期繰越	合 計
明治 11年下	209,051 (%) 44.2	9,293 2.0	38,470 8.1	68,857 14.6	41,012 8.7	8,591 1.8	—	232 0.1	70,000 14.8	1,498 0.3	—	—	25,714 5.4	472,718 100
15年下	179,398 (%) 34.8	31,378 6.1	46,831 9.1	98,486 19.1	27,483 5.3	2,974 0.6	—	379 0.1	70,000 13.6	669 0.1	36,151 7.0	1,602 0.3	19,782 3.8	515,133 100
19年下	206,810 (%) 40.1	44,962 8.7	40,882 7.9	76,054 14.7	1,496 0.3	1,476 0.3	—	518 0.1	100,000 19.4	3,833 0.7	15,560 3.0	111 0.02	647 0.1	516,160 100
20年下	273,466 ⁽¹⁾ (%) 40.5	75,947 11.2	56,759 8.4	89,258 13.2	349 0.1	802 0.1	590 ⁽²⁾ 0.1	663 0.1	100,000 14.8	1,330 0.2	50,993 7.5	32	335 0.1	675,772 100

損益計算書 (損失)

年	利 息	手 数 料	交 換 打 歩	給 料	旅 費	諸 税	營 業 費	雜 費	諸 損	割 引 料	公 債 証 書 利 益	金 銀 貨 交 換 打 歩	公 証 利	債 權 利 益	紙 幣 消 却 立 金	役 員 金	所 有 物 損	後 期 繰 越 達 庫 貨 準 備	金 銀 貨 交 換 打 歩	銀 利 税	純 益 金	合 計
明治 11年下	99,719 (%) 21.1	6,648 1.4	7,031 1.5	9,444 2.0	1,877 0.4	6,540 1.4	524 0.1	9,810 2.1	10,830 2.3	—	—	—	—	—	—	27,900 5.9	18,334 3.9	80,000 17.0	—	—	194,060 41.0	472,718 100
15年下	106,534 (%) 20.7	3,709 0.7	2,733 0.5	14,435 2.8	3,376 0.6	—	2,159 0.4	28,146 5.5	60 0	339 0.1	154 0	43,986 8.5	—	—	—	27,900 5.4	—	90,000 17.5	1,396 0.3	4,200 0.8	186,006 36.1	515,133 100
19年下	104,071 (%) 20.2	1,768 0.3	2,680 0.5	18,830 3.6	4,907 0.9	36 0	2,875 0.6	33,374 6.5	189 0	4,315 0.8	—	10 0	—	—	15,000 2.9	27,800 5.4	5,662 1.1	100,000 19.4	10,903 2.1	4,200 0.8	179,540 34.8	516,160 100
20年下	126,648 (%) 18.7	1,256 0.2	142 0	30,726 4.5	3,862 0.6	38 0	2,189 0.3	29,591 4.4	26,480 3.9	25,847 3.8	31 0	5 0	—	—	15,000 2.2	32,300 4.8	8,719 1.3	100,000 14.8	9,925 1.0	4,200 0.6	261,813 38.7	675,772 100

明治20年下半期の諸損には其他の26,250を含む。

もつ比重がしだいに増加してきたことは注目すべきであらう。いずれにせよ、これらの事実は、すべて同行がしだいに近代的銀行として確立してきたことをしめしているのではなからうか。

執筆者名

加藤俊彦 東京大学教授
大内 力 東京大学教授
暉峻衆三 東京教育大学助教授
戸原四郎 東京大学助教授
志村嘉一 専修大学講師
林 健久 立正大学助教授
石崎昭彦 神奈川大学助教授

国立銀行の研究

1963年7月5日 第1刷発行

定価 1500円

© 編著者

加藤俊彦
大内 力

発行者

井村寿二

東京都千代田区神田駿河台2

印刷者

川口芳太郎

東京都港区芝三田豊岡町8

発行所 東京都千代田区
神田駿河台2~3

勁草書房
(株式会社 大和出版部)

落丁・乱丁本はお取替えます。

印刷・製本 図書印刷株式会社
Printed in Japan, 1963.